I. 工事概要

1. 工事名称　Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調
2. 工事場所　鳴門市大津町吉永
3. 敷地面積　46,622㎡
4. 工事種目　工事内容：空調設備設置に伴う附帯工事、設備基礎工事
   構造規模：建築面積（771.78㎡）延床面積（1,461.48㎡）構造（鉄骨造）階数（2階）
5. 工事区分　空調設備設置に伴う附帯工事
6. 工　期　工事完成期間は契約による。

II. 建築工事仕様書

1章　一般共通事項

1. 適用基準等

◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による．
①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という．)
②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という.)
③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)
④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)
◎本工事のうち電気工事及び管工事について，下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること．
◎設計図書の優先順位は，次の順とする．
(1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの)
(2) 補足説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面
(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等
◎施工条件は次による．
・工程については，施設管理者と協議の上決定すること．
・施設の使用に影響のある，騒音，振動，粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない．また，休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は，作業の中止を行う場合がある．
・生徒の登校及び下校時には工事車両は十分に注意をして通行すること．
・その他の詳細な施工条件については，実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し，適宜相互に日程の調整及び確認を行う．
◎本工事で使用する建設機械は，「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする．
現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等，同規程　に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする．
ただし，同規程に記載されていない機種，規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない．
なお，同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は，監督員と協議する．
ただし，騒音規制法，徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする．
◎本工事に使用する土工機械は，「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする．ただし，排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが，これにより難い場合は，監督員と協議するものとする．なお，排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする．
◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は，1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し，その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること．
◎交通誘導警備員については，警備業法に基づく警備員とし，適切な場所に　日間配置すること．
・本工事は，警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ⊙ 義務付けられていない)．
・警備員は，延　人(昼　人，夜　人：うち検定合格警備員　人)を見込んでいる．
・警備業法を遵守するとともに，受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること．
・配置された検定合格警備員は，業務に従事している間は合格証明書を携帯し，かつ，監督員等の請求があるときは，これを提示すること．
・受注者は，発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない．また，対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は，当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない．
・受注者は，「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し，勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに，1月毎に監督員へ1部提出しなければならない．
◎受注者は，本工事の一部を下請に付する場合には，徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない．なお，請負対象額（設計金額）が１億円以上の工事については，徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に，県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない．

2. 工事関係図書

◎施工に先立ち，実施工程表，工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し，監督員に提出すること．
◎上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること．
◎施工図，現寸図，見本等は，監督員の指示により速やかに監督員に提出すること．

3. 安全衛生管理

◎施工図，現寸図，見本等は，監督員の指示により速やかに監督員に提出すること．
◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については，施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること．
◎工事現場における現場代理人，監理技術者，主任技術者の確認のため名札を着用すること．
◎工事現場の安全衛生管理については，労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと．
◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は，建築基準法，労働安全衛生法，騒音規制法，振動規制法，大気汚染防止法，建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)，建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること．
◎受注者は，工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い，「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから工事着手すること．
◎地下埋設物への影響が予想される場所では，施工に先立ち，原則として試掘を行い，当該埋設物の種類，位置(平面・深さ)，規格，構造等を確認しなければならない．
◎受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない．万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること．
◎受注者は，重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む．)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む．)を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に報告しなければならない．
◎受注者は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図により行わなければならない．また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない．
◎受注者は，輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの架台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない．
◎受注者は，移動式クレーンを使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置，ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない．なお，令和２年度末までは経過措置期間とするが，この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする．
◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること．
◎受注者は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，標識，安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て，災害の防止を図らなければならない．特に，輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は，当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない．
◎受注者は，工事期間中安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から，資機材の保管状況等についても併せて確認すること．
また，監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には，速やかに提出すること．

4. 工事現場管理

◎工事現場には，工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること．工事標識については，原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする．また，県産木材の取扱いについては，「6. 材料・製品等-◎県産木材の使用」を準用する．
◎受注者は，本工事において使用する工事看板・バリケード等については，県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない．県産木材を使用した場合，受注者は，工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない．
◎電気保安技術者は次の者とし，必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により，監督員の承諾を受けること．
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする．
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，第１種又は第２種電気工事士の資格を有する者とする．
◎発生材の処理等は，次により適正に行う．
(1) 工事による発生材のうち，文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については，報告及び引き渡しを要する．
(2) 上記以外の発生材は，建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律，資材の有効な利用の促進に関する法律，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること．受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，または自ら運搬する場合等においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては，監督員(契約書に規定する監督員をいい，標仕の規定による場合は監督職員と読み替える．以下同じ．)に報告し指示を仰ぐこと．
(3) 撤去物の種類，規模，構造，撤去方法，養生方法，発生材の処分場を記載する．

種類	事業所名	所在地 処分地	所在地 (km)	処分費 (円)(税抜き)	単位
ｺﾝｸﾘｰﾄ (無筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.1	640 7,000円/11t車	t
ｺﾝｸﾘｰﾄ (有筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.1	640 7,000円/11t車	t
ｱｽﾌｧﾙﾄ	鳴門マテリアル(株) (中間処分)	鳴門市撫養町木津西谷1335 鳴門市撫養町木津西谷1335	3.6	1,500	t
金属 (処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	15.2	0	t
ｶﾞﾗｽ	(株)フクブル	徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番	21.9	4,000	t
木材	(有)徳島興産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	17.4	10,000	t
廃ﾌﾟﾗ	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	6.6	22,700	t
汚泥	宮崎基礎建設(株) ☆優良認定業者	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1 鳴門市大麻町三俣字津久田4-1他	8.7	11,000	t
石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	6.6	22,700	t

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない．また，この場合，処分単価の見積書の提出を求め，減額変更を行うことがある．
なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下，「優良産廃処分業者」という．）に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること．ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること．
また，コンクリート・アスファルト類の搬出先については，中間処理施設のみとする．木材については，50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする．
(4) 受注者は，建設副産物が搬出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土搬出調書，産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない．なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない．
◎受注者は，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という．）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む．），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という．）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない．
受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない．
受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない．
受注者は，ＣＯＢＲＩＳの入力において，資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない．ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする．
◎工事に影響のある範囲内の重要備品等　（ 有 ・ 無 ）
備品等名称：
保管場所　：
注意事項　：
◎建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

5. 施工調査

◎本工事の着手時に，給排水，ガス管，地下埋設物等の調査を行う．調査期間は　週間とする．
切り回し時期については，　頃とする．
◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し，あれば監督員の指示に従うこと．
◎解体前に，照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し，有れば監督員の指示に従うこと。

6. 材料・製品等

◎本工事に使用する建築材料等は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は，次の(1)から(3)の事項を満たすものとする．
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること．
(2) 法令等で定める許可，認定又は免許を取得していること．
(3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること．
なお，「評価名簿による」と記載されているものは，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする．
◎受注者は，本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には，発注前に，「生コンクリート使用承諾願」，「材料使用承諾願」，「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない．
◎受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「木材使用実績報告書」(電子データ)，「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない．
◎県産木材の使用
(1) 受注者は，工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合，原則として県産木材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない．
(2) 「県産木材」とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである．
① 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材
② ①以外において，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
(3) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合は，県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．
(4) 受注者は，県産木材を使用する前に，徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない．
(5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない．
◎製材等(製材，集成材，合板，単板積層材)，フローリング，再生木質ボード(パーティクルボード，繊維板，木質系セメント板)については，合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む．)が行われたものを使用する．ただし，機能上，需給上など正当な理由により確保が困難であり，使用できない場合には監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする．
また，それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし，監督員に合法証明書を提出するものとする．ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする．
◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は，監督員の承諾を受けて，当該製品の仕様及び指定工法による．
◎県内産資材の使用
(1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする．
(2) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．
(3) 受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない．

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
② 徳島県内の工場で加工，製造された製品
注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う．
注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う．
注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること．

◎県内産再生砕石の原則使用
受注者は，再生砕石を使用する場合，県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ.))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない．
◎受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない．なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない．

7. 化学物質を発散する建築材料等

◎本工事に使用する建築材料は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，次の(1)から(5)を満たすものとする．
(1) 合板，木質系フローリング，構造用パネル，集成材，単板積層材，MDF，パーティクルボード，その他の木質建材，ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
(2) 保温材，緩衝材，断熱材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
(3) 接着剤は，フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
(4) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
(5) (1)，(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具，書架，実験台，その他の什器等は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．

8. 施工

◎工事現場監督員は常駐できないので，疑問な点，その他打合せ決定を要する事項は，監督員の出向いた時，又は営繕課へ問い合わせ，工事に遺漏のないようにすること．
◎施工にあたっては，設計図書に従って忠実に施工すること．不都合な工法等を発見した場合は，工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので，注意して施工すること．手直し工事は，受注者の責任において実施し，それに要する費用は受注者の負担とする．
◎他工事と取り合い区分

項　目	空調工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他
梁，壁，床スリーブ入れ		○	○	○	
同上穴埋補修		○	○	○	
スリーブ開口補強(鉄筋)	○				
同上(リンブレン等)	○				
床，天井点検口	○				
設備機器天井開口墨出		○	○	○	
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○		
縦樋(GLまで)	○				
盤，便器等の箱入れ		○	○	○	
同上補強	○				
給排気ガラリ取り付け	○				
空調機器類の基礎工事	○				

9. 技能士の適用

◎技能士の適用については，次の技能検定作業(以下，「作業」という．)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする．
技能士は，職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし，資格を証明する資料を監督員に提出すること．
技能士は，適用する工事作業中，1名以上の者が自ら作業をするとともに，他の技能者に対して，施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと．技能士は，氏名，検定職種，技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により，資格を明示するものとする．
なお，指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする．

○印 ･･･ 適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業

株式会社 ACE（エーシーイー） 設計
〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２
Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業　・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

10.　設計変更箇所確認

◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

11.　工事検査及び技術検査

◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時，報告書を提出し，監督員の検査等を受け，承諾を受けて次の工程に進むこと
◎試験等によらなければ，確認できない工事(製品)については，試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し，監督員の承諾を受け試験を行い，その結果を報告し承認を得ること．
◎次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする．ただし，工事検査員が認める場合は，一般入札工事に限り，これによらないことができる．

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)　低入札工事とは，低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう．
　　一般入札工事とは，低入札工事以外の工事をいう．
◎中間検査の実施時期は，当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし，契約締結後速やかに監督員と協議すること．
◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は，中間検査を省略することができる．
◎基礎杭工事を含む工事については，請負対象額にかかわらず，基礎杭工事完了後，中間検査を実施する。

12. 完成図等

◎電子納品：対象
◎提出書類
・竣工図（製本 3部，電子データ 2部）(A4 ・ A3 ・ A2 ・ 原図版)
・工事写真（写真帳 1部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ），電子データ 2部）
　写真帳は監督員から指示があった場合に提出
・使用材料一覧表（　3部，うち電子データ 2部）
・保全に関する資料
◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること．
　竣工図データは，関係図面（データ貸与）を修正して作成し，PDF形式，SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する．
◎工事写真はしゅん工，着工前，資材，施工状況の順に整理する．
　しゅん工については，工事目的物の状態が，また，資材，施工状況等については，不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること．
◎工事写真の撮影は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること．

区　　分	サ イ ズ
着 工 前	カラー，手札版又はサービスサイズ
工 事 中	カラー，手札版又はサービスサイズ
竣　　工	カラー，手札版又はサービスサイズ

◎工事完成撮影は，専門家に(よる ・ よらない)ものとする。
◎受注者は，建築工事を施工する場合，原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という．)すること．

13. 火災保険

◎対象物
　工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること．
◎付保除外工事
　次に掲げる単独工事については，付保を除外できる．
　(1) 杭及び基礎工事
　(2) コンクリート躯体工事
　(3) 屋外付帯工事
　(4) その他実状を判断の上，必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
◎付保する時期及び金額
　鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に，木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に，請負金額相当額を付保する．
　また，模様替え工事等については，工事着手時に請負金額相当額を付保する．
◎保険終期
　工事完成期日に14日を加えた期日とする．
　なお，工期延伸した場合には，保険の期間も延長すること．
◎その他
　(1) 建設工事保険に付保した場合は，火災保険に付保したものとみなす．
　(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は，受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること．

14. 室内空気中の化学物質の濃度測定

・建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること．
　学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
　学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
　採取器具は受注者にて用意すること。

測　定　対　象　室	測定箇所数

　測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後 に行うこと．
　測定は，次のいずれかにより行う．
・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56－3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法
・パッシブ型採取機器を用いる方法
　パッシブ型採取機器を用いる場合は，次の要領により行う．
　(1) 30分間換気
　　測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具，押入等の収納部分の扉を含む)を開放し，30分間換気する．
　(2) 5時間閉鎖
　　(1)の後，測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する．ただし，造り付け家具，押入等の収納部分は開放したままとする．
　(3) 測定
　　イ (2)の状態のままで測定する．
　　ロ 測定時間は，原則として24時間とする．ただし，工程等の都合により24時間測定が行えない場合は，8時間測定とする．
　　なお，8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう，10時30分～18時30分までの時間帯で測定する．
　　ハ 測定回数は1回とし，複数回の測定は不要とする．
　　※(1)，(2)，(3)において，換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする．ただし，局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする．
　(4) 分析
　　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する．
　(5) 測定結果の提出
　　測定後，測定結果を監督員に提出すること．
・測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う．

15.　瑕疵補修

◎徳島県公共工事標準請負契約約款第４１条第２項に基づくの瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は
　（ 1年 ・ 2年 ）とする。
　ただし，その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする．

16.　デジタル工事写真の小黒 板情報電子化

◎受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。
◎対象工事は，徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

2章　改修仮設工事

1.　一般事項

◎着工に先立ち，敷地境界，既存構造物及び地下埋設物の確認，近隣建築物及び工作物の現状確認，排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと．

2.　ベンチマーク

◎設計GLの設定は，BM(体育館１Ｆ床)を±0とし，NGLはBM－800mmとする．ただし，監督員の指示により決定する．

3.　足場等

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については，次の規格又は認定基準(以下「規格等」という．)に適合するものを使用すること．
　①労働安全衛生法に基づく構造規格
　②(社)仮設工業会の認定基準
　また，厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに，前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し，承諾を得ること．
◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第７に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと．
　届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること．
　届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること．
◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること．
◎受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること．
◎内部足場(種類：脚立足場)
◎外部足場(種類：脚立足場)
　・足場を設置する場合は，原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4) の別紙１「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと．
　　ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる．
◎足場等の設置業者は，別契約の関係受注者に無償で使用させること．
◎受注者は，つり足場(ゴンドラのつり足場を除く．)，張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て，解体又は変更の作業において，材料，器具，工具等を上げ，又はおろすときは，つり綱，つり袋等を労働者に使用させなければならない．また，作業主任者を選任し，その氏名，職務を掲示すること．

4.　養生

◎既存部分の養生は適宜養生シート等で行う．
◎既存部分の家具等の養生は適宜養生シート等で行う．

5.　監督員事務所

◎監督員事務所は(設ける(面積　　程度) ・ 設けない)

6.　工事用用水，電力等

◎既存電力利用(出来る ・ 出来ない)，電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
◎既存用水利用(出来る ・ 出来ない)，用水料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
◎電力引込負担金　　円
◎上下水引込負担金　　円
◎ガス引込負担金　　円

7.　工事車両用駐車場、資材置場、現場事務所用地等

◎同用地は，(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること．

8. 仮設トイレの洋式化

◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上７千万円未満の工事において，仮設トイレを設置する場合，原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。
　ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．
◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上７千万円未満の工事において，現場代理人または主任技術者が女性の場合，設置する仮設トイレは，「快適トイレ」を　標準とする．
　ただし，特段の理由がある場合は，この限りでない．
◎受注者は，　当初請負対象金額（設計金額）７千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合，原則として「快適トイレ」を設置しなければならない．
　ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．
◎受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない．

> ○洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと．
> ○快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，
> 　女性が利用しやすい仮設トイレのこと．

3章　躯体工事(1)　(土工事)

1.　根切り

◎周辺の状況，土質，地下水の状態等に適した工法を採用し，工事中の異常沈下，法面の滑動，その他による災害が発生しないよう，災害防止上必要な処置をすること．
◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し，支障がないようにすること．
◎根切り底は，地盤をかく乱しないよう，手作業(深さ30cm程度)とするか，バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする．なお，かく乱した場合は，自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め，監督職員の承諾を受ける．

2.　排水

◎工事に支障を及ぼす雨水，わき水等は，適正な排水溝，集水ます等を設置し，支障がないようにすること．

3.　埋め戻し及び盛土

◎使用土は(A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種)とし，機器により締め固める．

4.　建設発生土の処理

◎場外搬出適正処分とする．
　民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし，建設発生土の発生場所ごとに，かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して，土壌検査を行うこととする．その他，「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による．
　ただし，建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で，担当者相互の同意が取れた場合には，分析の必要はない．
◎土壌検査を行った結果，条例の基準に適合しない場合には，監督員と協議すること．

3章　躯体工事(2)　(地業工事)

1.　砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

◎材料は，市場品とする。
◎砂利及び砂地業
　・砂利は，(切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 再生クラッシャラン)とする．

種　別	使用部位	厚　さ	粒度範囲
切込砂利			
切込砕石			
再生クラッシャラン	設備基礎下	100mm	RC-40

　・締固めは，ランマー3回突き，振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする．締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする．
　・厚さが300mmを越える場合は，300mmごとに締固めを行う．
◎締め固め機械の選定に当たっては，地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること．
◎捨コンクリートは，無筋コンクリート(スランプ15cm，設計基準強度18N/mm²)とし，厚さは 50mmとする．

3章　躯体工事(3)　(鉄筋工事)

1.　材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D16以下
－	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	－	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：縦横格子　寸法：100x100 径：6φ	

2.　材料試験

◎材料試験は行わない．ただし，規格証明書を提出し，監督員の承諾を得ること．

3.　加工及び組立て

◎鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする．
◎結束線の端部は内側に折り曲げる．
◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による．
◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし，他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること．
　また，鋼製のスペーサーは，型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする．
　ただし，地階を有しない1階土間を除く．

4.　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

◎柱，梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは，標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする．
◎目地がある場合のかぶりは，目地底からの寸法とする．
◎各部の配筋は，図示による．図示されていない場合は，標仕参考図［1節－基礎及び基礎梁の配筋］～［7節－梁貫通孔その他配筋］による．

5.　配筋検査

◎主要な配筋は，コンクリート打込みに先立ち，種類，径，数量，かぶり，間隔，位置等について，監督職員の検査を受ける．

3章　躯体工事(4)　(ｺﾝｸﾘｰﾄ工事)

1.　一般事項

◎設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm²)	調合管理強度 Fn(N/mm²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m³)	適用箇所
普通	21	21+S	15	有	－	2.3	設備基礎

◎構造体コンクリートの調合管理強度は，設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする．
　なお，構造体強度補正値(S)は，標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める．
◎コンクリートの強度試験
　コンクリートの強度試験については，次のとおり取扱うものとする．
　・第4週強度確認
　　原則，公共試験機関にて，主任技術者又は現場代理人立会いの上，行うこと．
　　ただし，公共試験機関以外で行う場合は，工事監理者又は監督員立会いの上，行うこととする．
　　なお，試験機関を選定した際には，すみやかに監督員に報告すること．

2.　コンクリートの仕上がり

◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は，標仕 表6.2.3による．
◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A ・ B ・ C)種とする．
◎コンクリートの仕上がりの平たんさは 標仕 表6.2.5 による。

3.　普通コンクリート

◎セメントの種類は，(普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする．
◎骨材は，標仕6.3.1(2)による．
◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない)．
◎細骨材に含まれる塩化物量は，NaCl換算で0.04%以下とする．
◎コンクリート中の塩化物量は，0.3kg/m³以下とし，試験方法は標仕6.5.4による．
◎試練りは(行う ・ 行わない)．
◎所要空気量は4.5%±1.5%とする．

（ 特　記 ）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名　Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号　A-02	株式会社 ACE 設計
	●図面名　建築工事　仕様書２	●縮尺　1/NON(A2)．1/NON(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

◎受注者は，コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため，次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない．

(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し，コンクリート1m³に含まれるアルカリ量をNa_2O換算で3.0kg以下にする．

(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント［B種またはC種］あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント［B種またはC種］もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

(3) 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する．
試験方法は，JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」，JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による．

◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし，監督員の承諾を受けること．
◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は，標仕9.7.3 〔目地寸法〕(1)(ｱ)による．

4. レディミクストコンクリート工場の指定

◎工事開始に先立ち，工場を選定し，監督職員の承諾を受ける．

5. 型枠

◎型枠は，(県産木製型枠 ・ (合板) ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする．

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	ー	なし			
6.8.2 (2)(ｱ)	A 種	あり	合板	12mm	室外機基礎(地上部)
6.8.2 (2)(ｲ)	B 種	なし			
6.8.2 (2)(ｲ)	C 種	なし			
6.8.2 (2)(ｲ)	普通型枠	なし	合板	12mm	室外機基礎(地中部) LPG庫基礎

4章 内装改修工事

1. 一般事項

◎工事に先立ち，改修部分の隠蔽部の調査を行い，設計図書と照合し，支障があった場合は，速やかに監督員に報告し，指示を受けること．
◎各部の撤去により，下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は，速やかに監督員に報告し指示を受けること．

2. 撤去並びに下地補修

◎各改修工事の仕様は，仕様・仕上げ表による．
①床改修
・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照

種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ｳ)	一部(図示)	

②天井改修 改標仕6.4.2参照

撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容
ボード面まで	

3. 床張り用合板等

◎ホルムアルデヒドの放散量は，F☆☆☆☆とする．
ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの放散量が，F☆☆☆☆の普通合板を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする．

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考
体育室床(捨張り)	12	ﾗﾜﾝ	1類	C-D	ー	等級 2級

4. フローリング張り

◎ホルムアルデヒドの放散量は，F☆☆☆☆とする．
ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの放散量が，F☆☆☆☆のフローリングを使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする。

種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上・塗装
大型積層フローリング	カバ	18mm			捨張	併用	ポリウレタン３回塗

◎仕様は､｢体育館床工事標準施工要領書｣(日本 床下地工業会発行)による．

5. 鋼製床

施工箇所	材質	寸法	耐荷重性能	耐震性能	備考
体育室	鋼製	H90	200kg/m2		JIS A 6519

6. 軽量鉄骨壁下地

◎JIS A 6517の規格品とする．
◎スタッド，ランナーの種類は，(100 型)とし，改標仕表6. 7. 1による．

7. 接着剤

◎壁紙施工用でん粉系接着剤，ユリア樹脂等(ユリア樹脂，メラミン樹脂，フェノール樹脂，レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする．
ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする．

8. せっこうボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	継目処理	9.5+12.5	準不燃以上	ｽｸﾘｭｰﾋﾞｽ	LGS	
	天井	突付け	9.5				
化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	ｽｸﾘｭｰﾋﾞｽ	LGS	
吸音用穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品							
ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	捨張工法	9	不燃	ﾀｯｶｰ	GB-R	
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	天井	目透し	6	不燃	ｽｸﾘｭｰﾋﾞｽ	LGS	
普通合板 農林省告示第233号							
普通合板 農林省告示第233号							
普通合板 農林省告示第233号							
シージング せっこうボード JIS A 6901の規格品							
強化せっこうボード JIS A 6901の規格品							
特殊加工化粧板 農林省告示第233号							

◎合板，パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は，F☆☆☆☆とする．
ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの放散量が，F☆☆☆☆の合板，パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする．

5章 塗装改修工事

1. 一般事項

◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする．
◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする．
◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂，メラミン樹脂，フェノール樹脂，レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は，F☆☆☆☆とする．
ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの発散量が，F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)

区 分	種 別		素地ごしらえ	さび止め塗料		備 考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
鉄部 (新規面)		B種	B種		A種	新規露出鋼材面

3. 合成樹脂エマルションペイント塗料(EP)

区 分	種 別		素地ごしらえ	備 考
	屋外	屋内		
ﾎﾞｰﾄﾞ面(新規面)		B種	A種	継目処理をしたボード面全般
ﾎﾞｰﾄﾞ面(新規面)		B種	B種	上記以外

6章 その他工事

1. 芝張り

◎芝張り
・芝の種類は(こうらい芝 ・ (野芝))とし，工法は(目地張り ・ (べた張))とする．

2. LPガス容器収納庫

◎50キロ容器 18本収納可能ﾀｲﾌﾟ x ２台
◎耐塩害仕様とする．(本体、ｼｬｯﾀｰ共)
◎奥行き(室内有効寸法)は、必ず１m以内の製品を採用すること．(建築基準法関係により)

(特 記)

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２鳴門渦潮高等学校 第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-03	株式会社 ACE(エーシーイ) 設計
	●図面名 建築工事 仕様書３	●縮尺 1/NON(A2)．1/NON(A3)	〒770-0044 徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

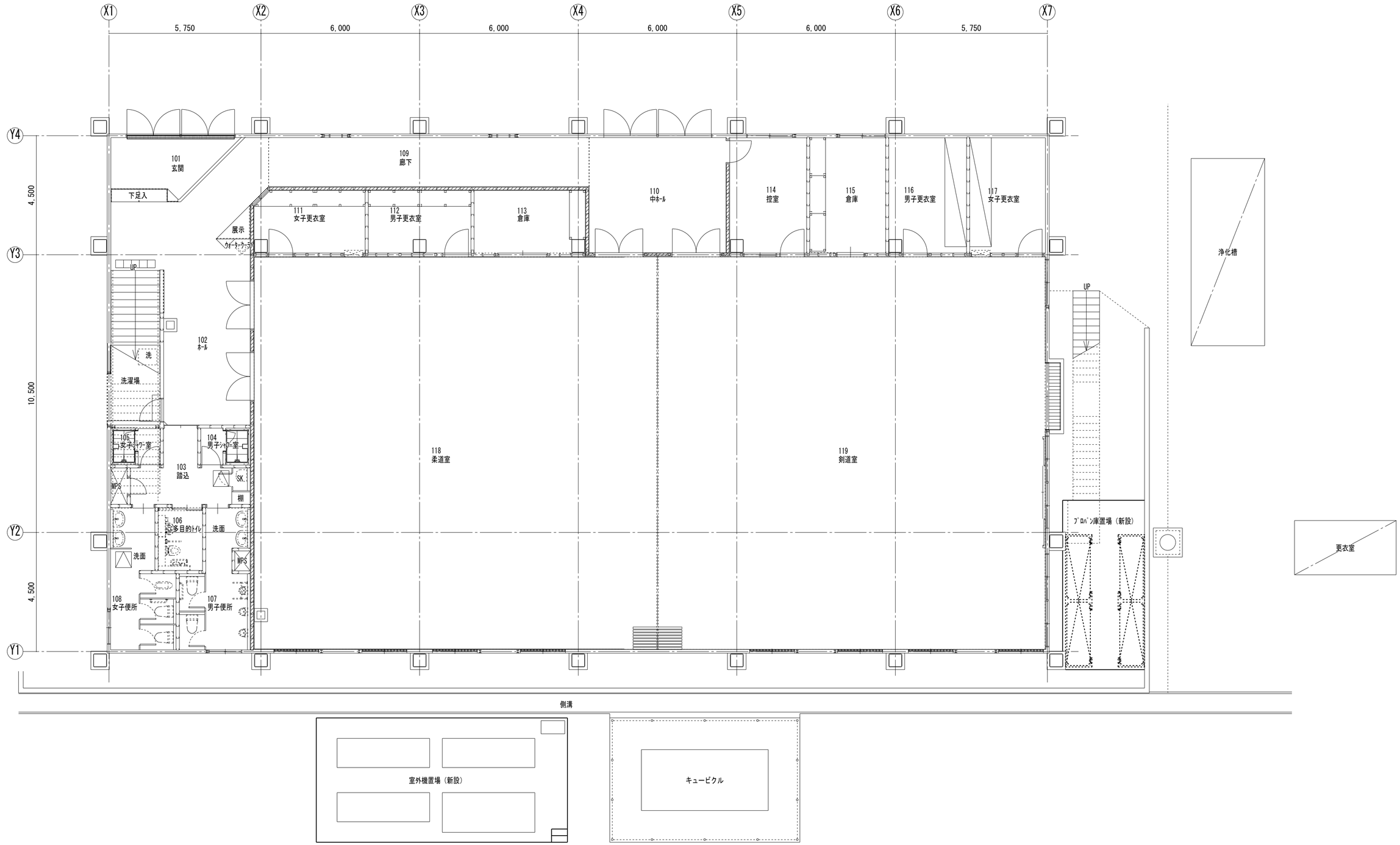

1階平面図　SC=1/100

（特　記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-04	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 （建築工事）１階平面図	●縮尺 1/100(A2)．1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

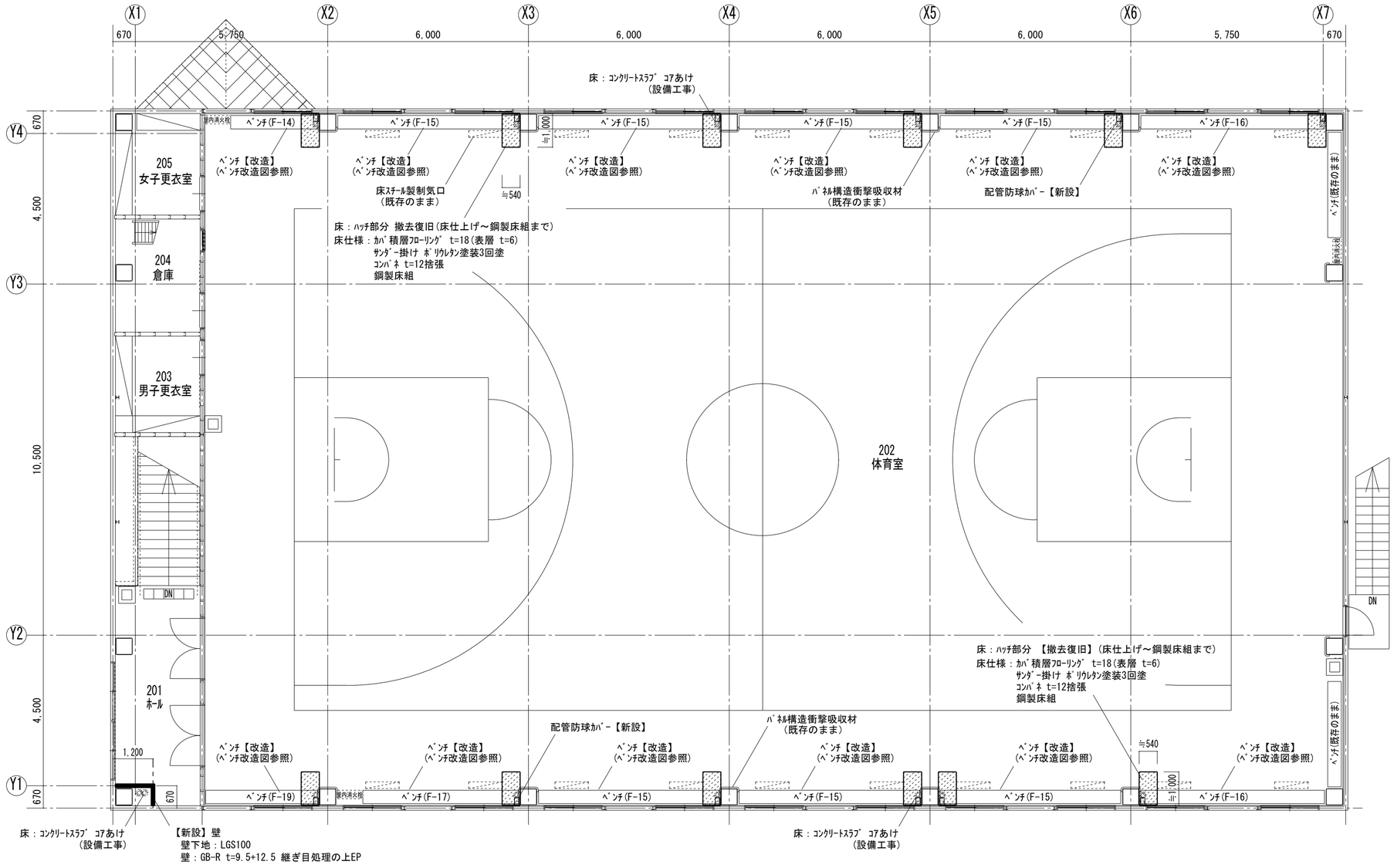

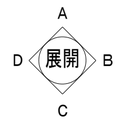

改造家具リスト

(F-14)	x 1台
(F-15　右ﾊﾟｲﾌﾟ)	x 5台
(F-15　左ﾊﾟｲﾌﾟ)	x 2台
(F-16)	x 2台
(F-17)	x 1台
(F-19)	x 1台

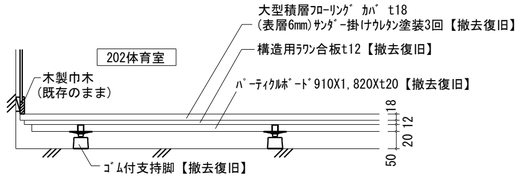

2階 体育室202 壁際 床断面図 S=1/5

2階平面図　SC=1/100

（特 記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-05	株式会社 ACE（エーシーイ）設計
	●図面名 （建築工事）２階平面図	●縮尺 1/100(A2). 1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

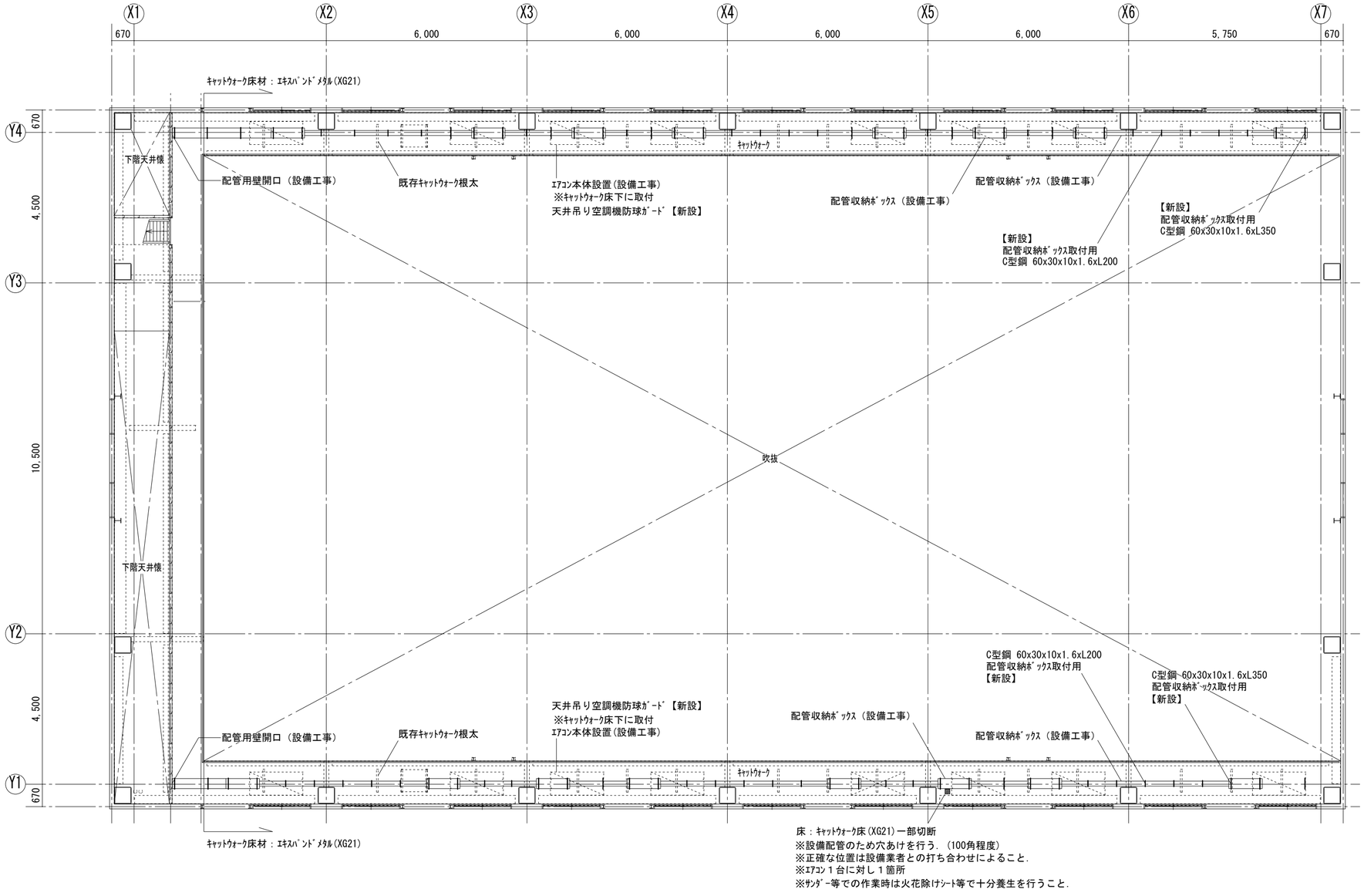

ｷｬｯﾄｳｫｰｸ階平面図　SC=1/100

（特　記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-06	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 （建築工事）キャットウォーク階平面図	●縮尺 1/100(A2)，1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

202 体育室 A

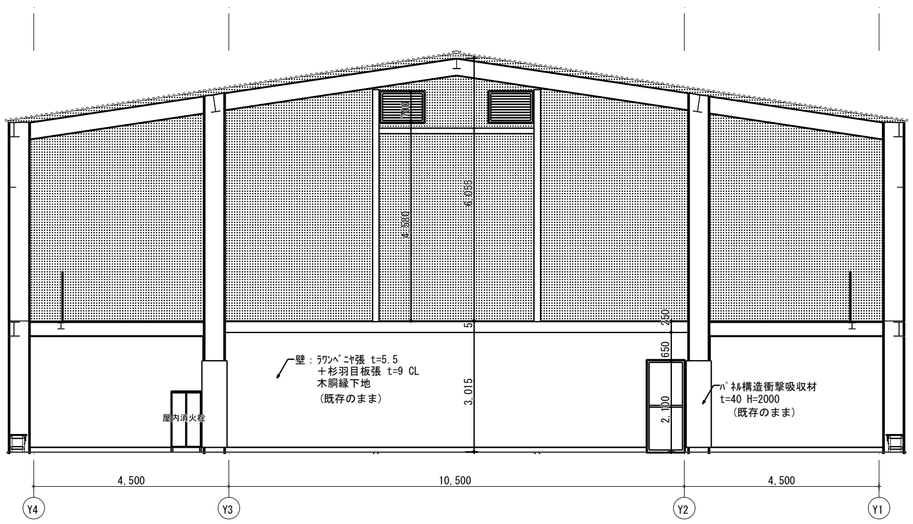

202 体育室 B

防球ｶﾞｰﾄﾞ参考図

天井吊り空調機防球ｶﾞｰﾄﾞ

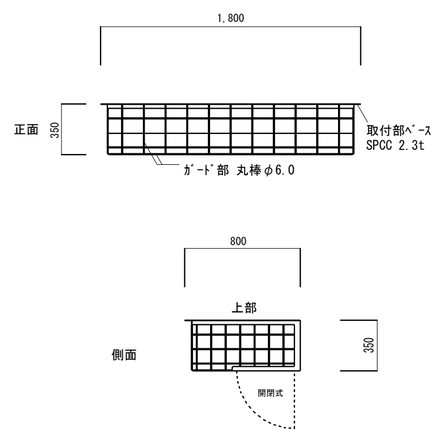

天井吊り空調機防球ｶﾞｰﾄﾞ（底面扉型）

防球ｶﾞｰﾄﾞ仕様
- 取付部ﾍﾞｰｽ：SPCC 2.3t
- ｶﾞｰﾄﾞ部：丸棒φ6.0
- 塗装：焼付塗装(2.5Y9/1半ﾂﾔ)

配管防球ｶﾞｰﾄﾞ

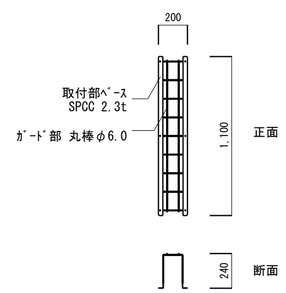

配管防球ｶﾞｰﾄﾞ（特注品）

防球ｶﾞｰﾄﾞ仕様
- 取付部ﾍﾞｰｽ：SPCC 2.3t
- ｶﾞｰﾄﾞ部：丸棒φ6.0
- 塗装：焼付塗装(2.5Y9/1半ﾂﾔ)

（特 記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-07	株式会社 ACE（エーシーイ）設計
	●図面名 展開図(1)	●縮尺 1/100(A2). 1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

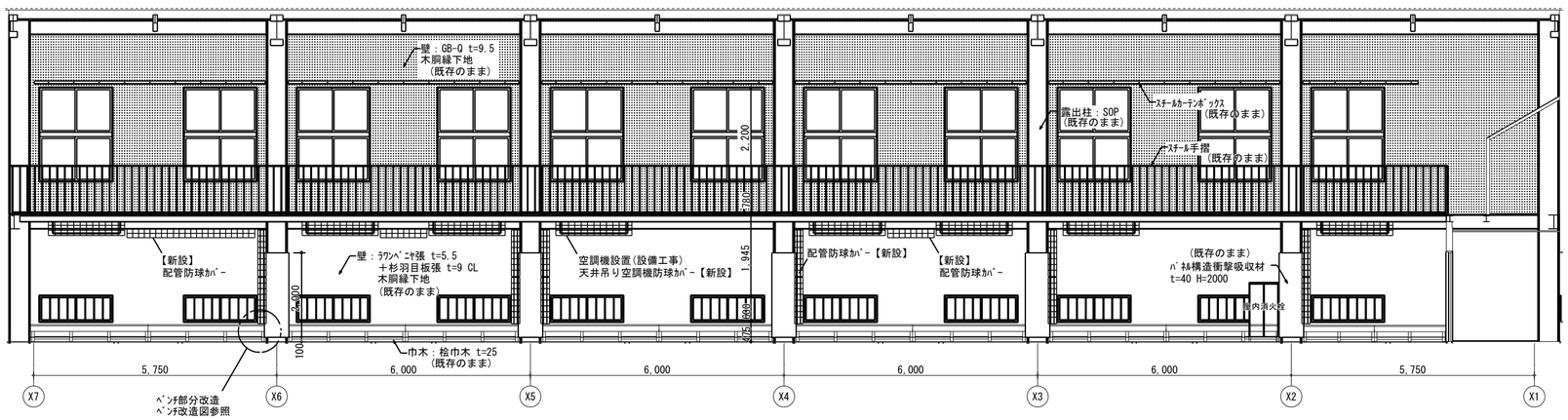

202 体育室 C

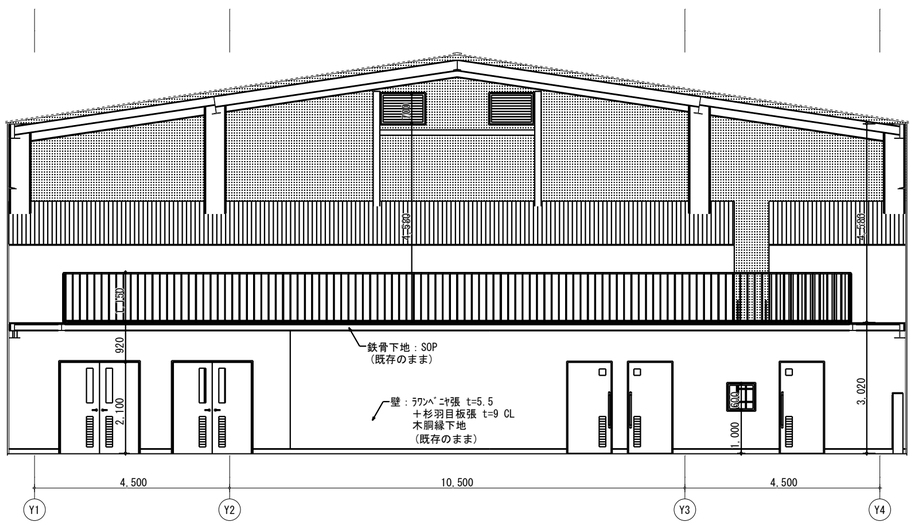

202 体育室 D

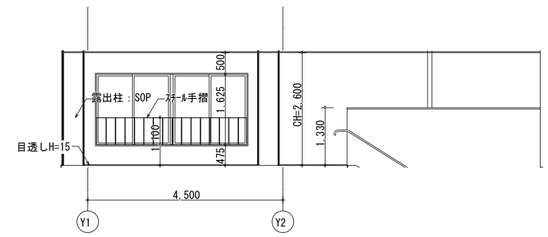

201 ﾎｰﾙD
（改修前）

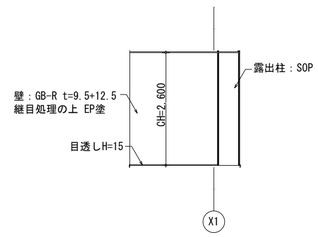

201 ﾎｰﾙC
（改修前）

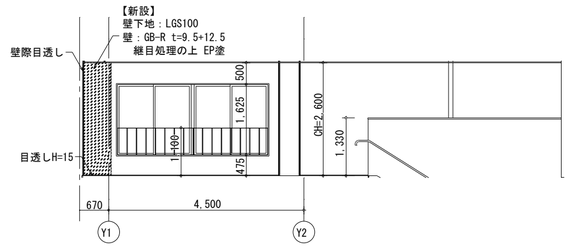

201 ﾎｰﾙD
（改修後）

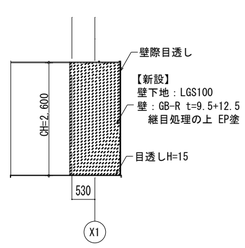

201 ﾎｰﾙC
（改修後）

（特記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-08	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 展開図（２）	●縮尺 1/100(A2)，1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

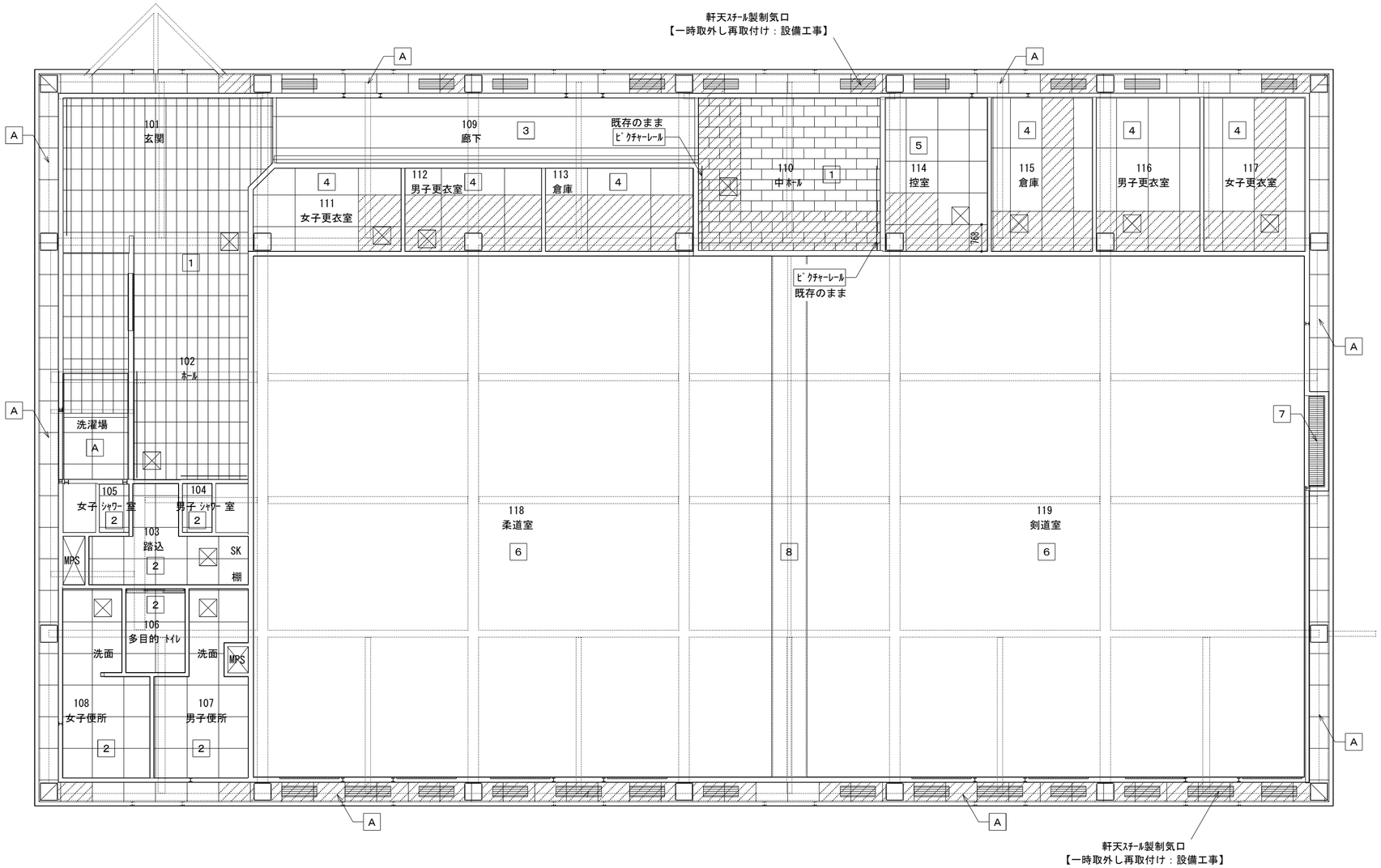

1階天井伏図　1:100

凡　例	
▨	ハッチ部分：天井仕上げ材撤去 及び 復旧部分を示す. ※仕上げ材種類については下記仕上げ表を参照のこと. ※仕上下地（LGS）は 既存のまま とする. ※捨張材がある場合：捨張材は撤去 及び 復旧とする. ※ハッチ部分にかかる点検口は 既存のまま とする. ※特記なき限り天井見切材は 既存のまま とする.

外　部		
符号	仕上下地	仕　上
A	LGS	FK t=6 目透し張 EP

内　部		
符号	仕上下地	仕　上
1	LGS+GB-R t=9.5	DR t=9
2	LGS	FK t=6 目透し張 EP
3	LGS＋ﾗﾜﾝﾍﾞﾆﾔ t=5.5 捨張	ｼﾅﾍﾞﾆﾔ t=5.5 目透し張 EP-G
4	LGS	GB-R t=9.5 素地
5	LGS	GB-D t=9.5
6		GW－M t=50 ｶﾞﾗｽｸﾛｽ押え
7	LGS＋ﾗﾜﾝﾍﾞﾆﾔ t=5.5 捨張	ｼﾅﾍﾞﾆﾔ張 t=5.5 CL
8	LGS	GB-R t=9.5 EP
——		ﾋﾟｸﾁｬｰﾚｰﾙ
⊠		天井点検口 ｱﾙﾐ製 450x450

（特 記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-09	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 １階天井伏図	●縮尺 1/100(A2)．1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

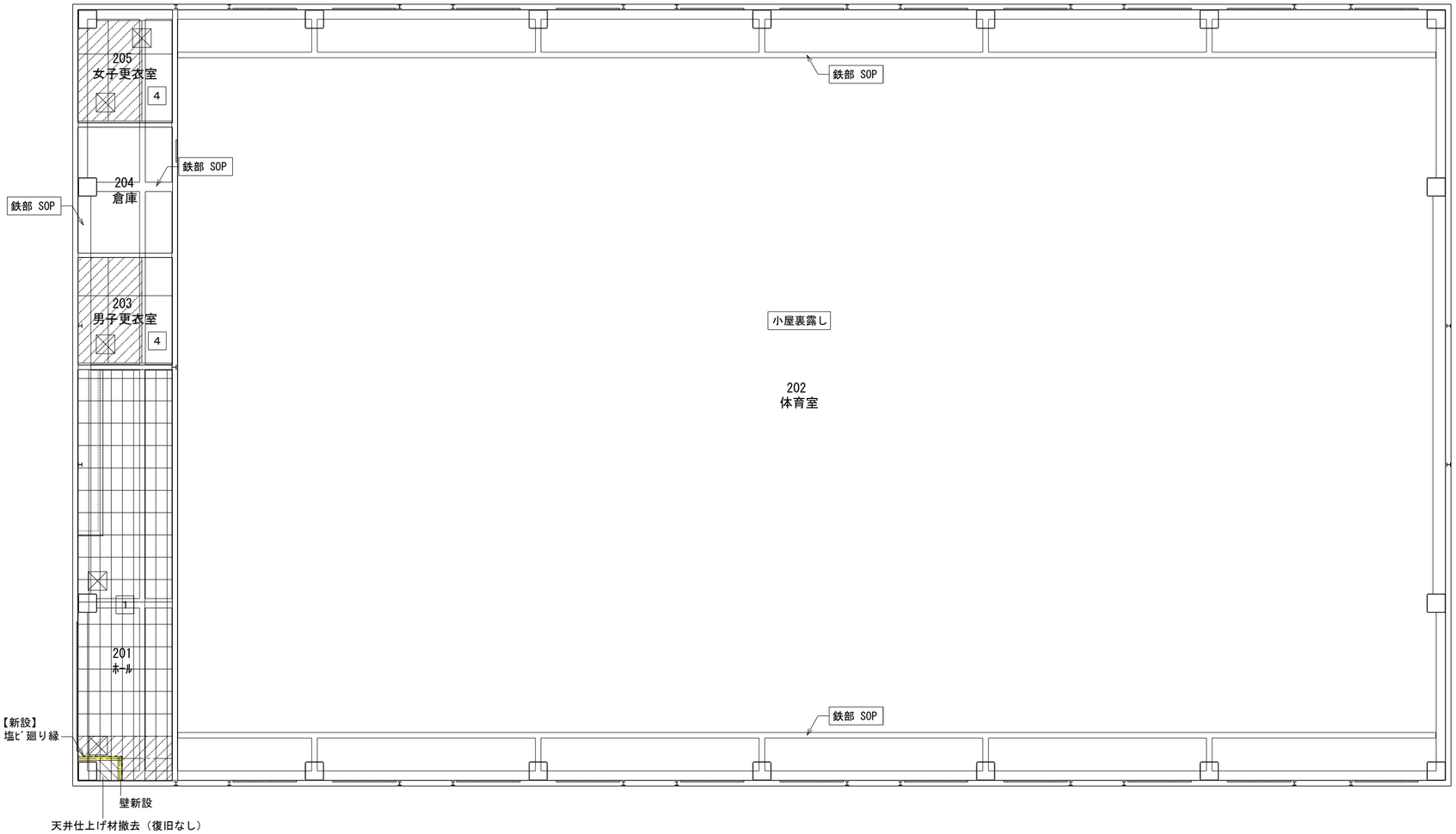

２階天井伏図　1:100

凡　例	
▨	ハッチ部分：天井仕上げ材撤去 及び 復旧部分を示す. ※仕上げ材種類については下記仕上げ表を参照のこと. ※仕上下地（LGS）は 既存のまま とする. ※捨張材がある場合：捨張材は撤去 及び 復旧とする. ※ハッチ部分にかかる点検口は 既存のまま とする. ※特記なき限り天井見切材は 既存のまま とする.

外　部		
符号	仕上下地	仕　上
A	LGS	FK t=6 目透し張 EP

内　部		
符号	仕上下地	仕　上
1	LGS+GB-R t=9.5	DR t=9
2	LGS	FK t=6 目透し張 EP
3	LGS＋ﾗﾜﾝﾍﾞﾆﾔ t=5.5 捨張	ｼﾅﾍﾞﾆﾔ t=5.5 目透し張 EP-G
4	LGS	GB-R t=9.5 素地
5	LGS	GB-D t=9.5
6		GW－M t=50 ｶﾞﾗｽｸﾛｽ押え
7	LGS＋ﾗﾜﾝﾍﾞﾆﾔ t=5.5 捨張	ｼﾅﾍﾞﾆﾔ張 t=5.5 CL
8	LGS	GB-R t=9.5 EP
——		ﾋﾟｸﾁｬｰﾚｰﾙ
⊠		天井点検口 ｱﾙﾐ製 450x450

（特 記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-10	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 ２階天井伏図	●縮尺 1/100(A2). 1/141(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

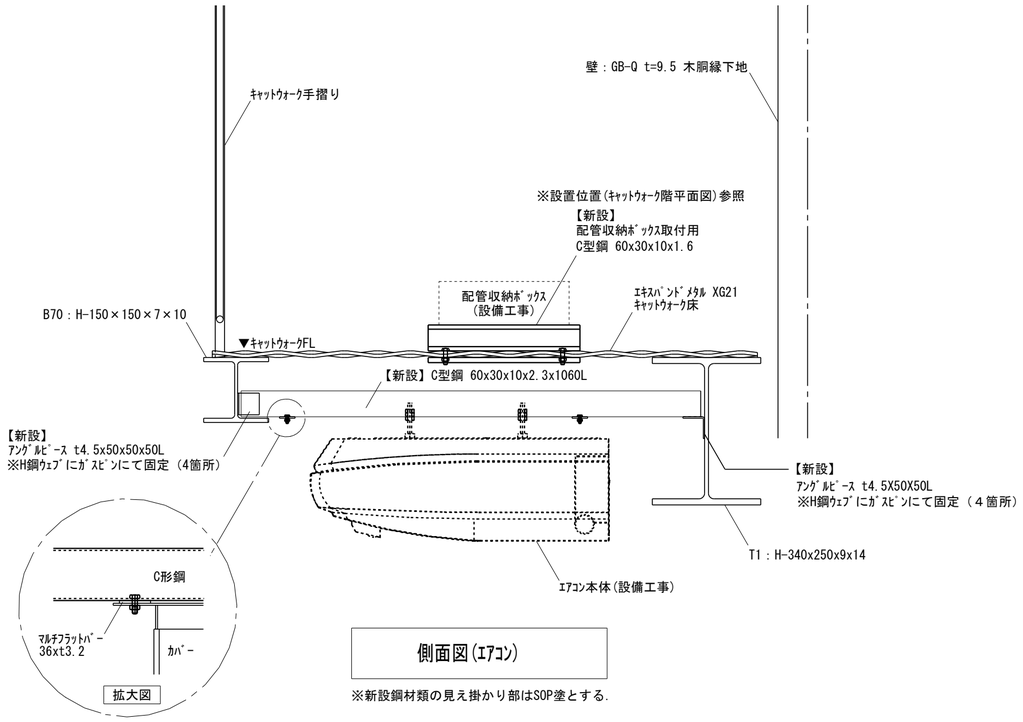

側面図(エアコン)

※新設鋼材類の見え掛かり部はSOP塗とする.

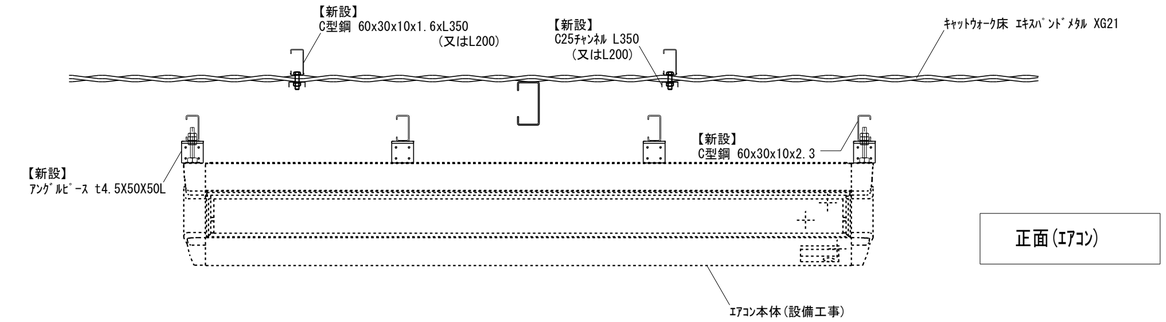

正面(エアコン)

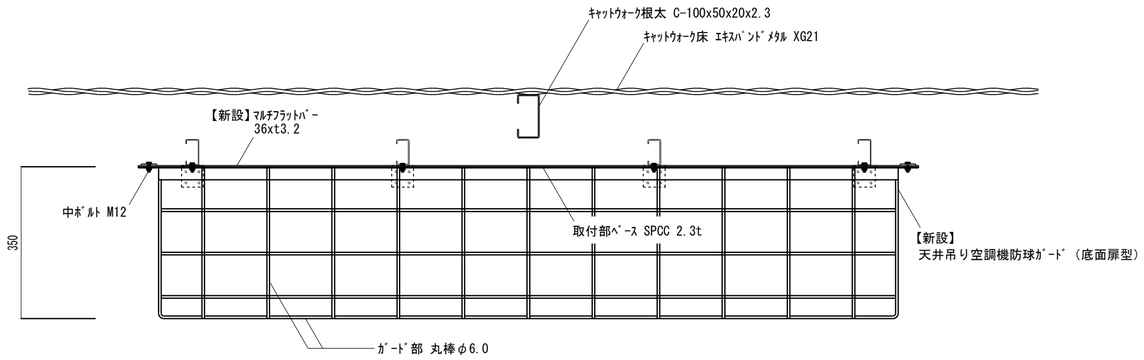

正面(防球ガード)

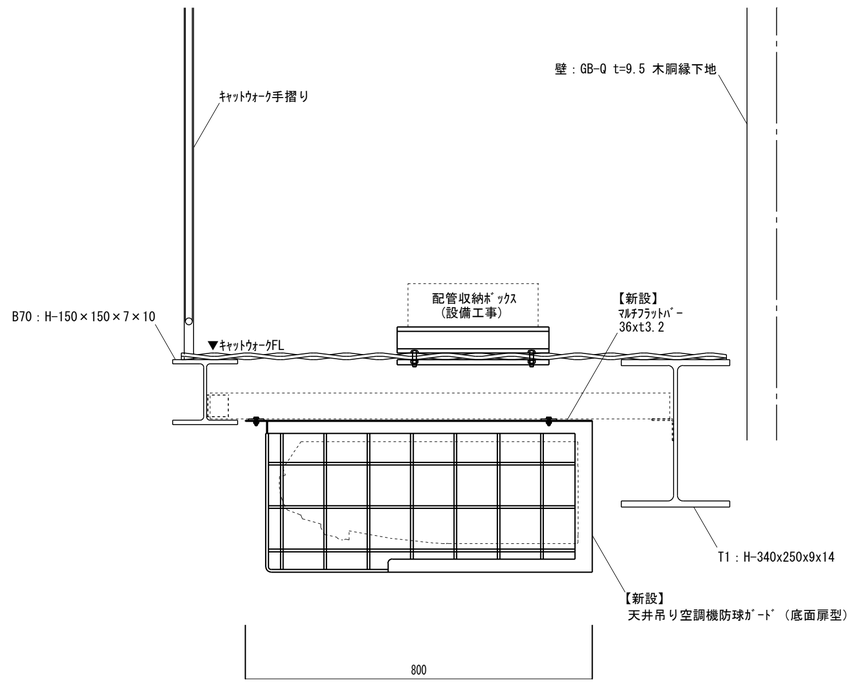

側面図(防球ガード)

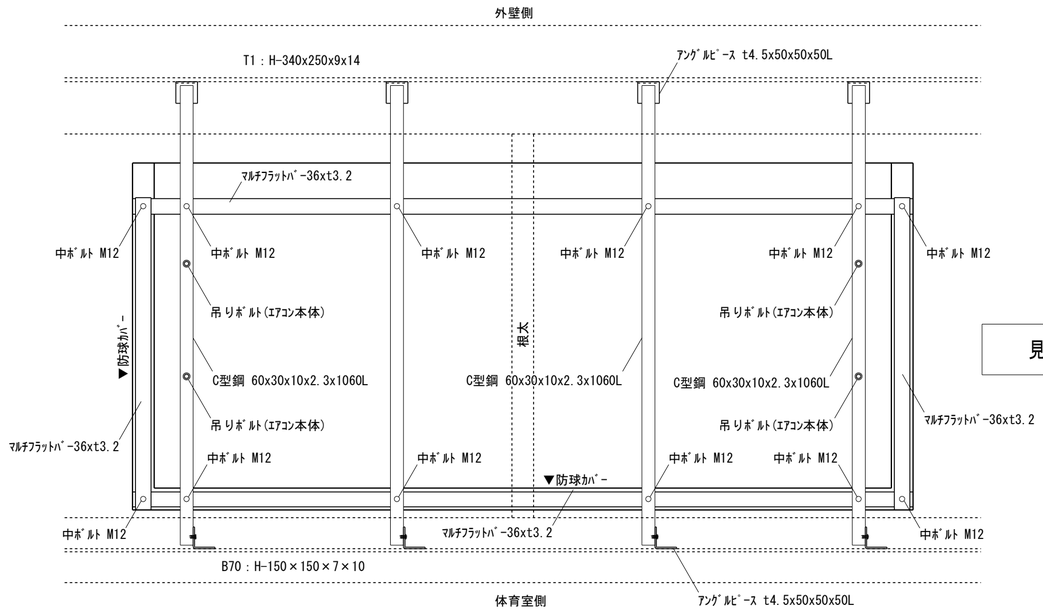

見下げ図

（特 記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-11	株式会社 ACE(エーシーイ) 設計
	●図面名 部分詳細図（天井吊りエアコン取付）	●縮尺 1/10(A2)，1/14(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198

改造前

(2階 体育室) F-14×1台
W 2,543×D 400×H 400

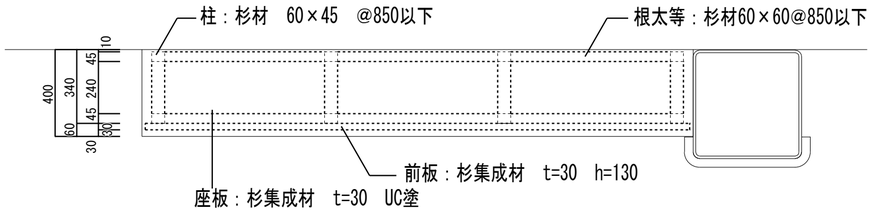

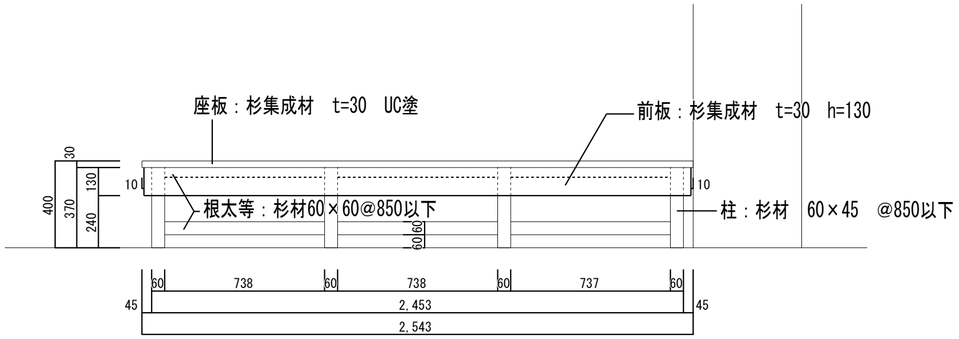

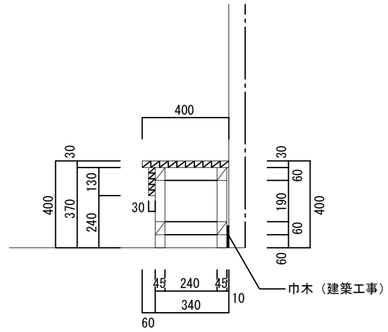

改造後

(2階 体育室) F-14×1台
W 2,543×D 400×H 400

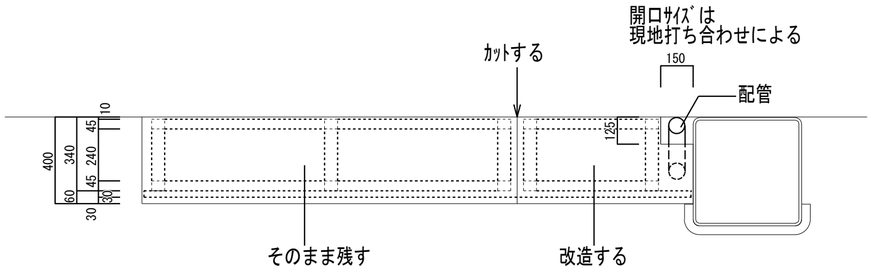

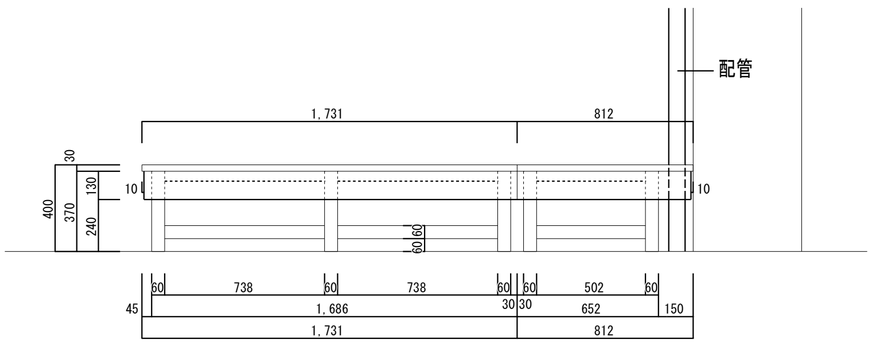

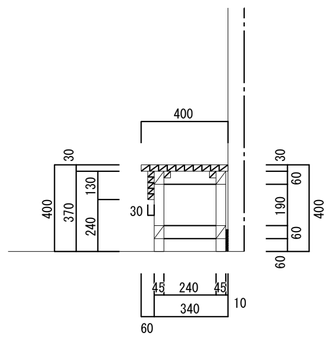

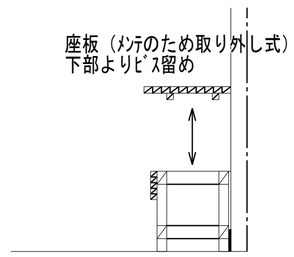

（特記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-12	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 ベンチ改造図（１）	●縮尺 1/20(A2)．1/28(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

改造前

(2階 体育室) F-15×5台
W 5,500×D 400×H 400

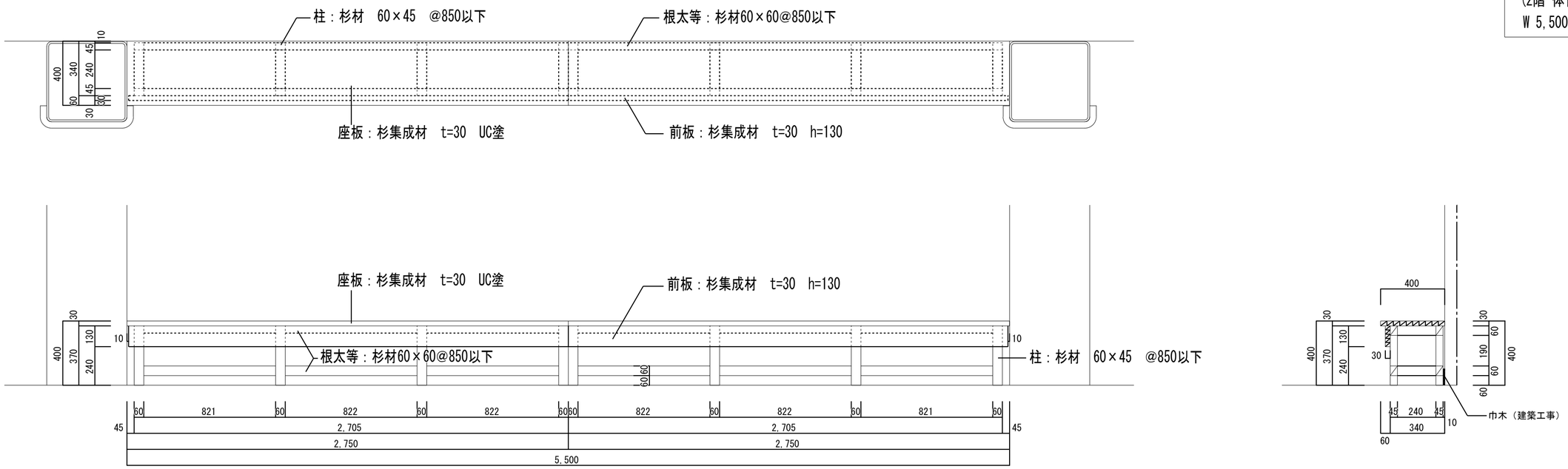

改造後

(2階 体育室) F-15×5台
W 5,500×D 400×H 400

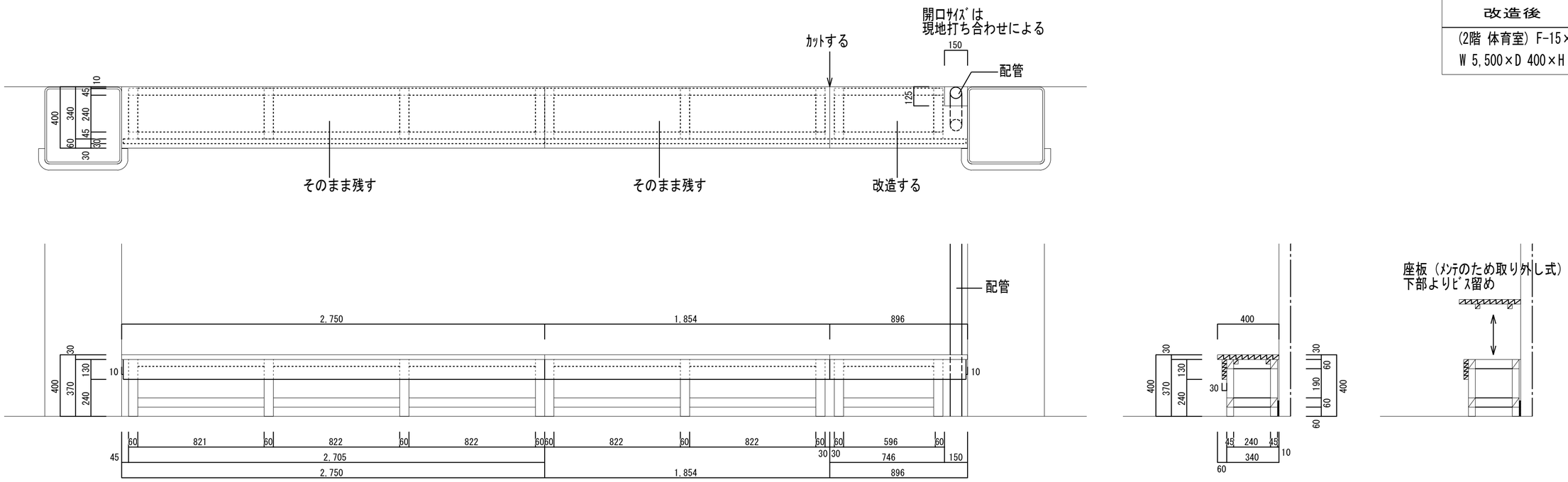

（特記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-13	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 ベンチ改造図（２）	●縮尺 1/20(A2)．1/28(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

改造前

(2階 体育室) F-15×2台
W 5,500×D 400×H 400

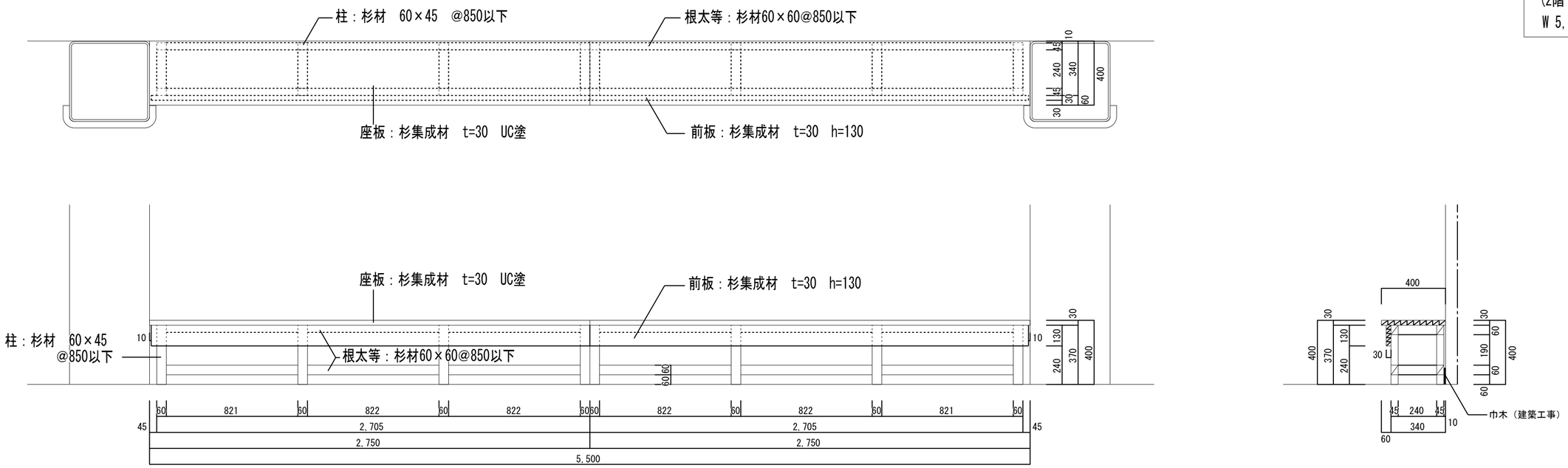

改造後

(2階 体育室) F-15×2台
W 5,500×D 400×H 400

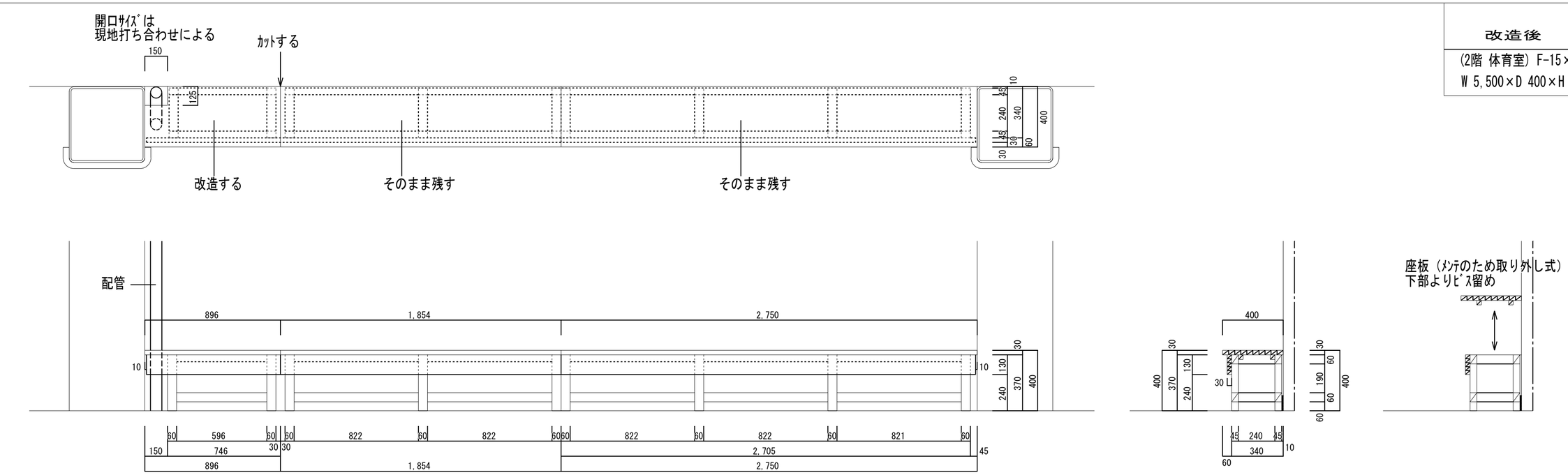

（特記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-14
		●図面名 ベンチ改造図（３）	●縮尺 1/20(A2)．1/28(A3)

株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２
Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

改造前

(2階 体育室) F-16×2台
W 5,585×D 400×H 400

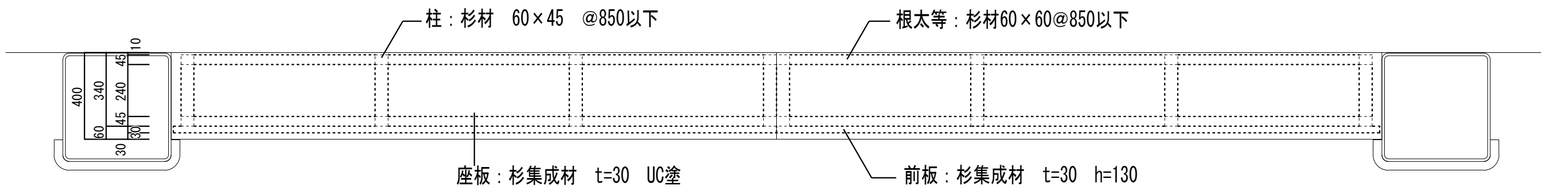

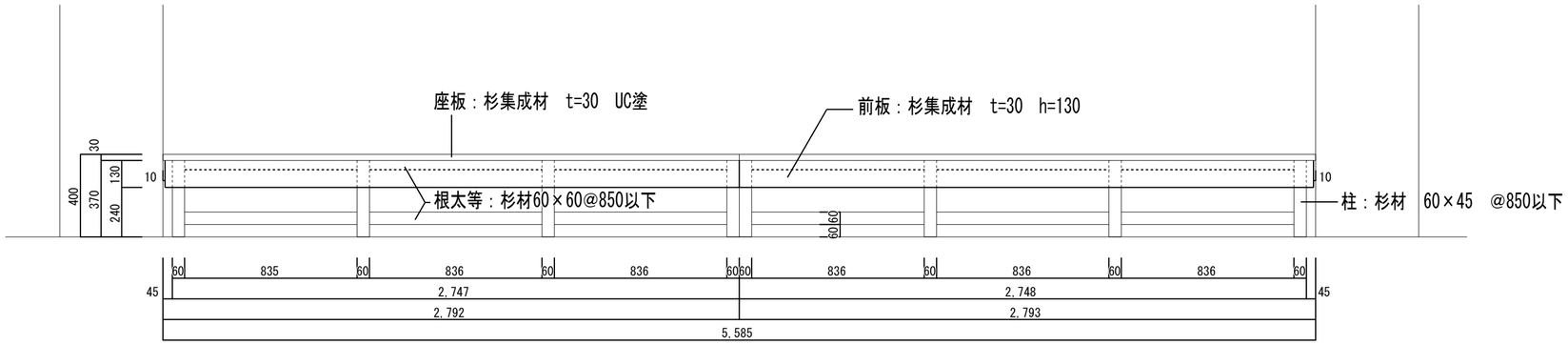

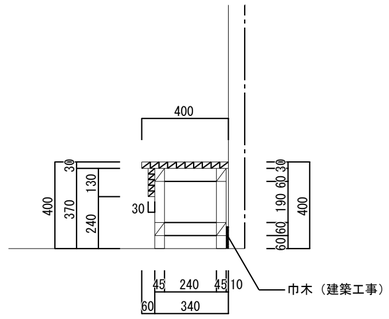

改造後

(2階 体育室) F-16×2台
W 5,585×D 400×H 400

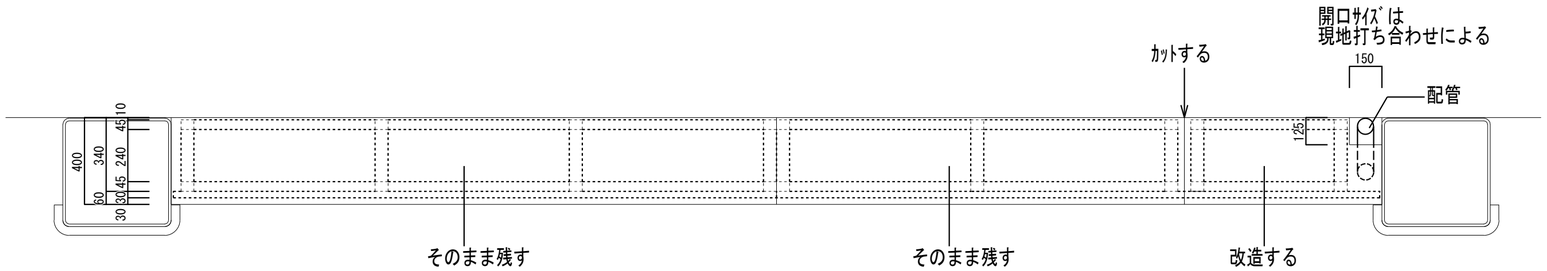

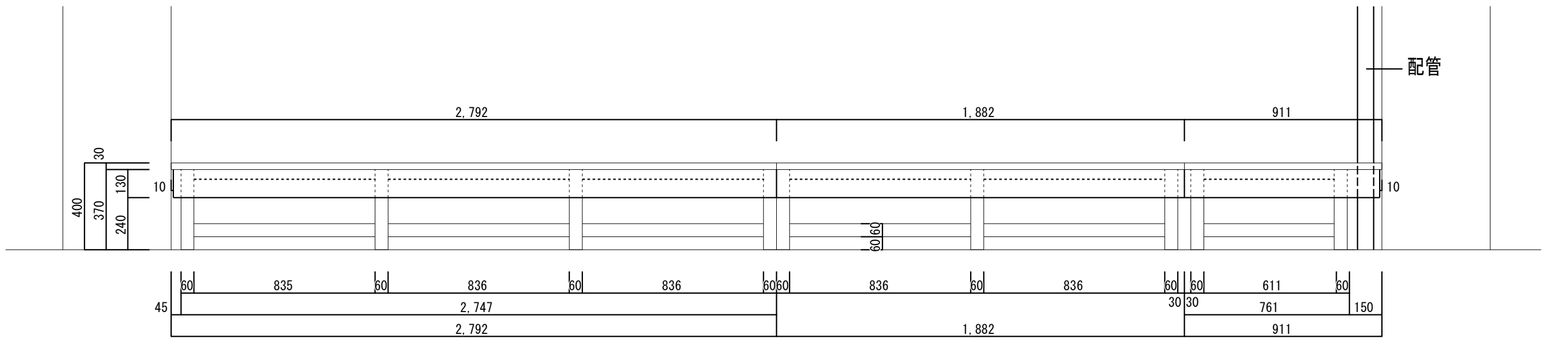

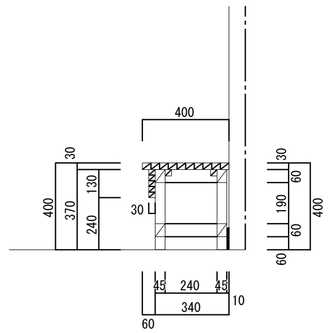

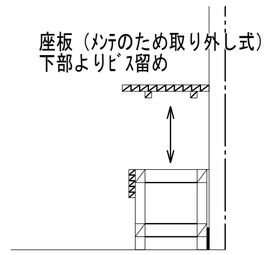

（特記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-15	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 ベンチ改造図（４）	●縮尺 1/20(A2)．1/28(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

改造前

(2階 体育室) F-17×1台
W 4,620×D 400×H 400

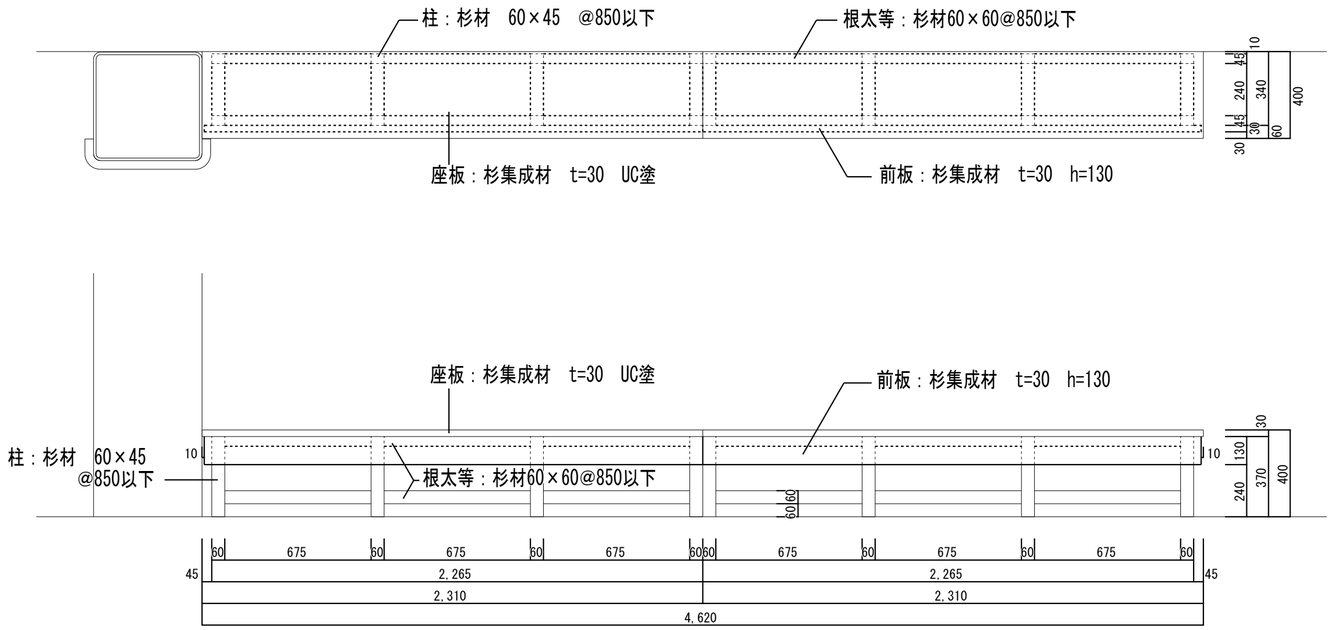

改造後

(2階 体育室) F-17×1台
W 4,620×D 400×H 400

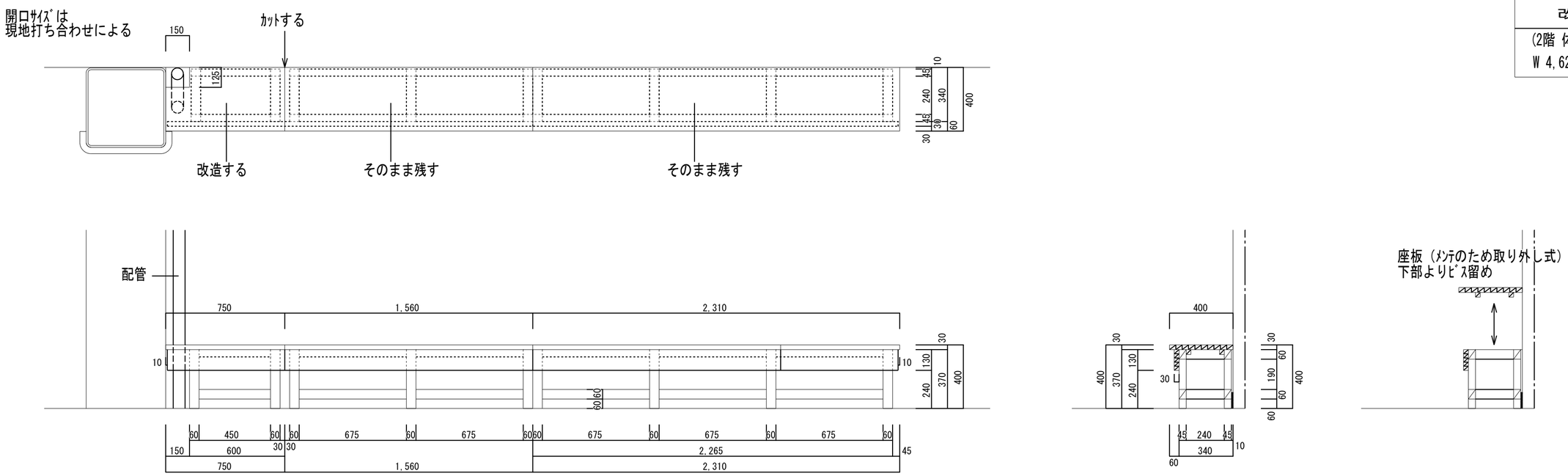

（特記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-16
		●図面名 ベンチ改造図（５）	●縮尺 1/20(A2)．1/28(A3)

株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２
Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

改造前

(2階 体育室) F-19×1台
W 3,430×D 400×H 400

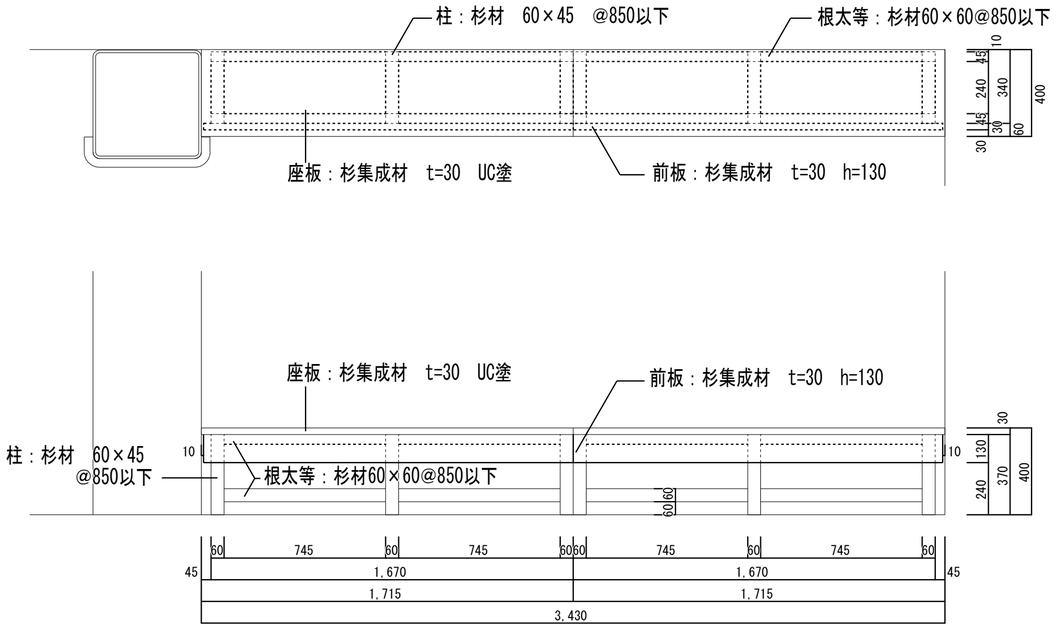

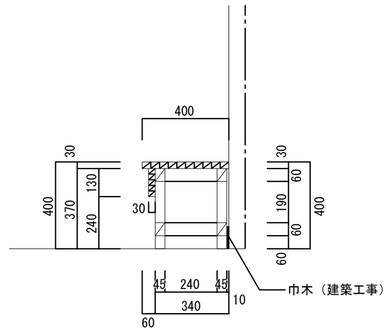

改造後

(2階 体育室) F-19×1台
W 3,430×D 400×H 400

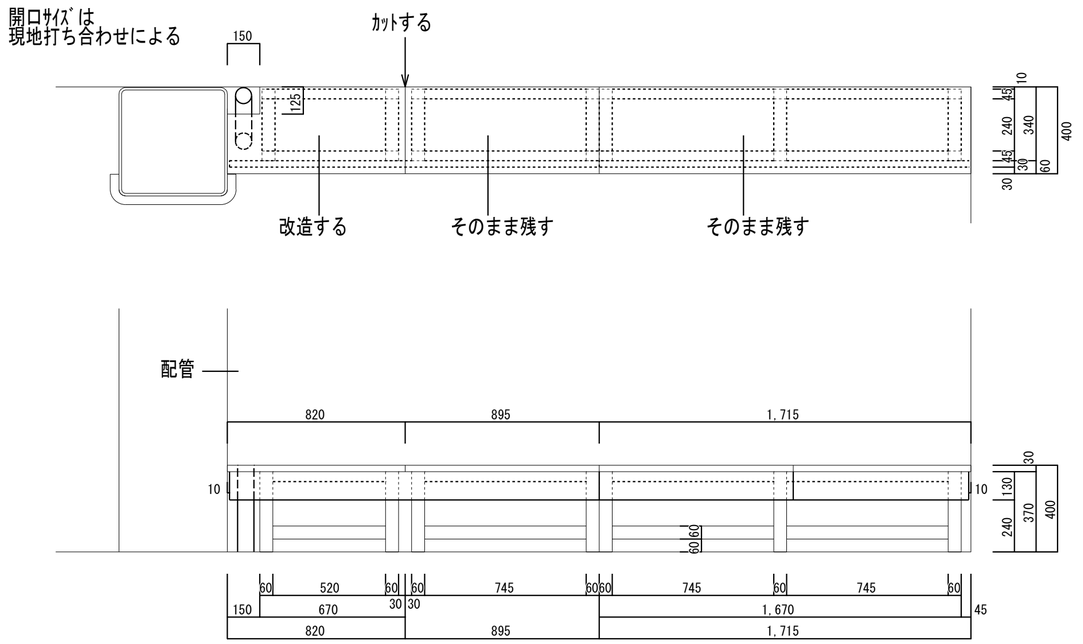

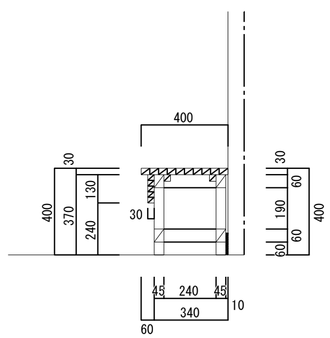

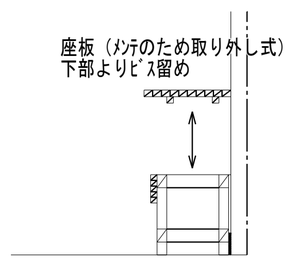

（特記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-17	株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
	●図面名 ベンチ改造図（６）	●縮尺 1/20(A2)．1/28(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

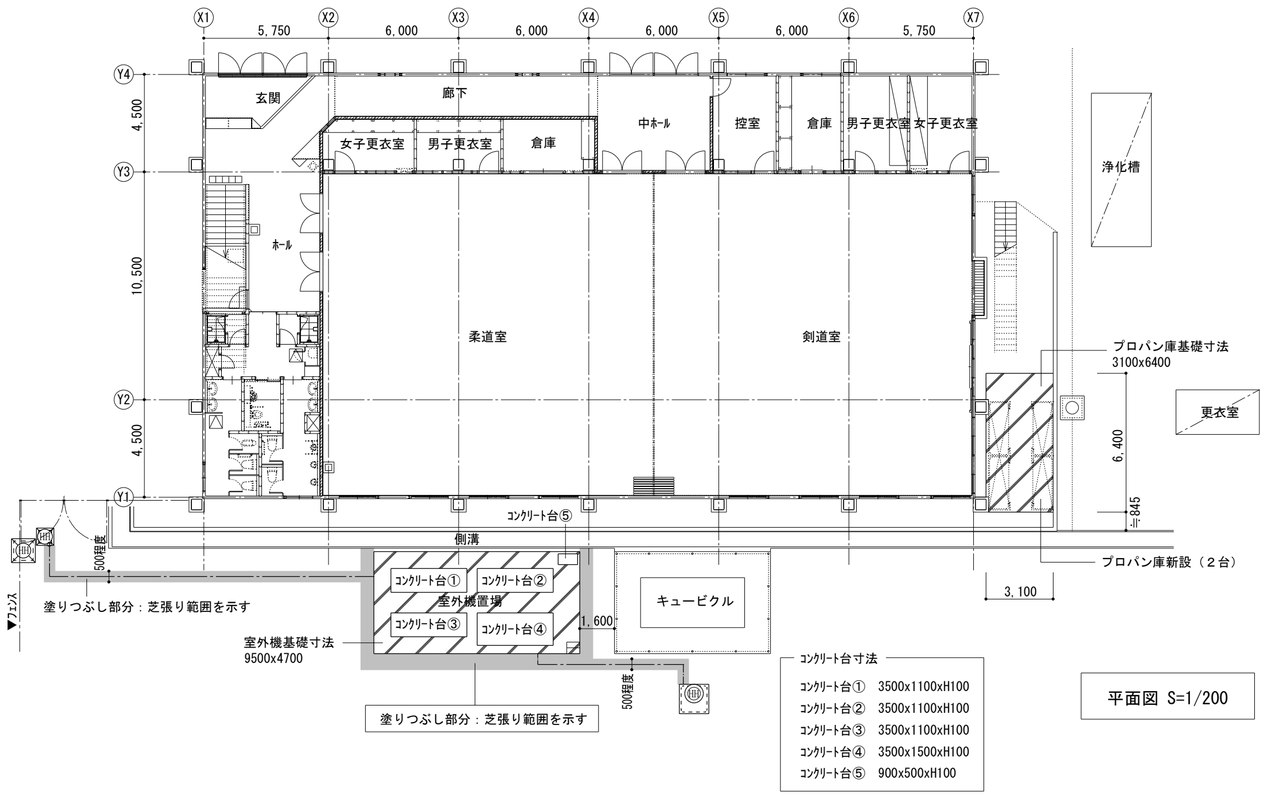

平面図 S=1/200

LPG置場 コンクリート基礎詳細図

1/30

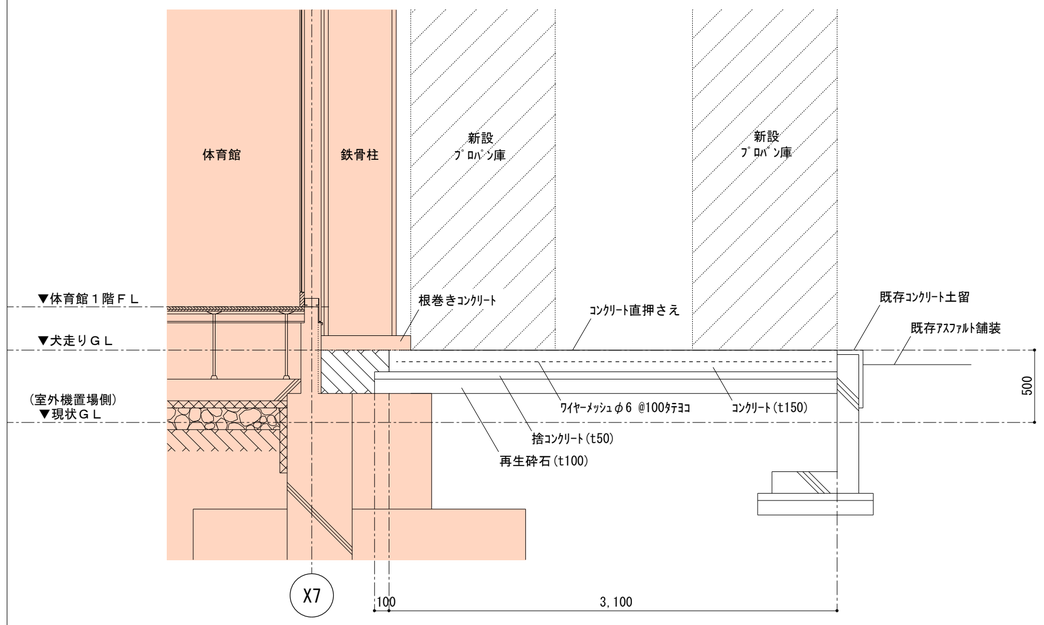

室外機置場 コンクリート基礎詳細図

1/30

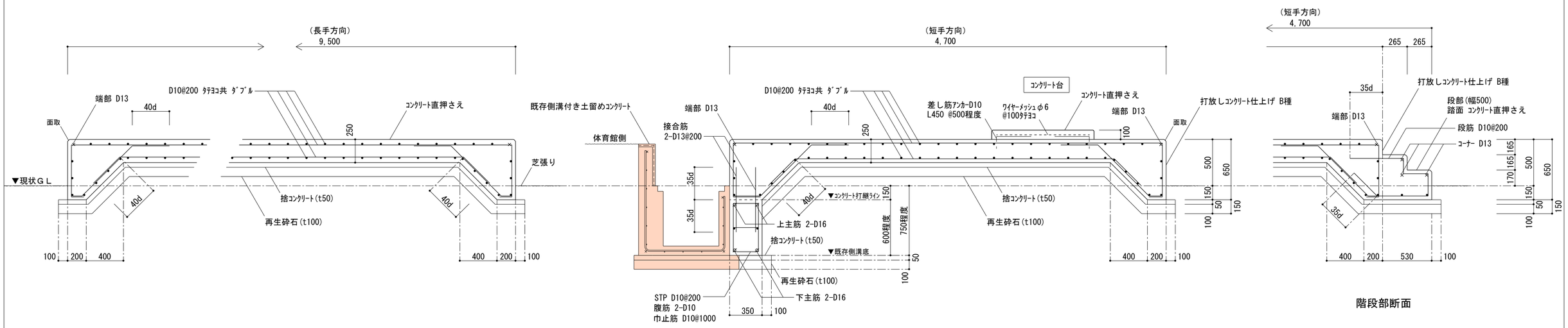

階段部断面

※埋め戻しは、十分に転圧等を行い締め固めること

（特 記）	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-18
		●図面名 設備基礎詳細図	●縮尺 1/30(A2). 1/42(A3)

株式会社 ACE（エーシーイ） 設計
〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２
Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198

プロパン庫参考図　（５０キロ容器　１８本 収容可能タイプ）ｘ２台

※下記図はプロパン庫１台分の参考図を示す

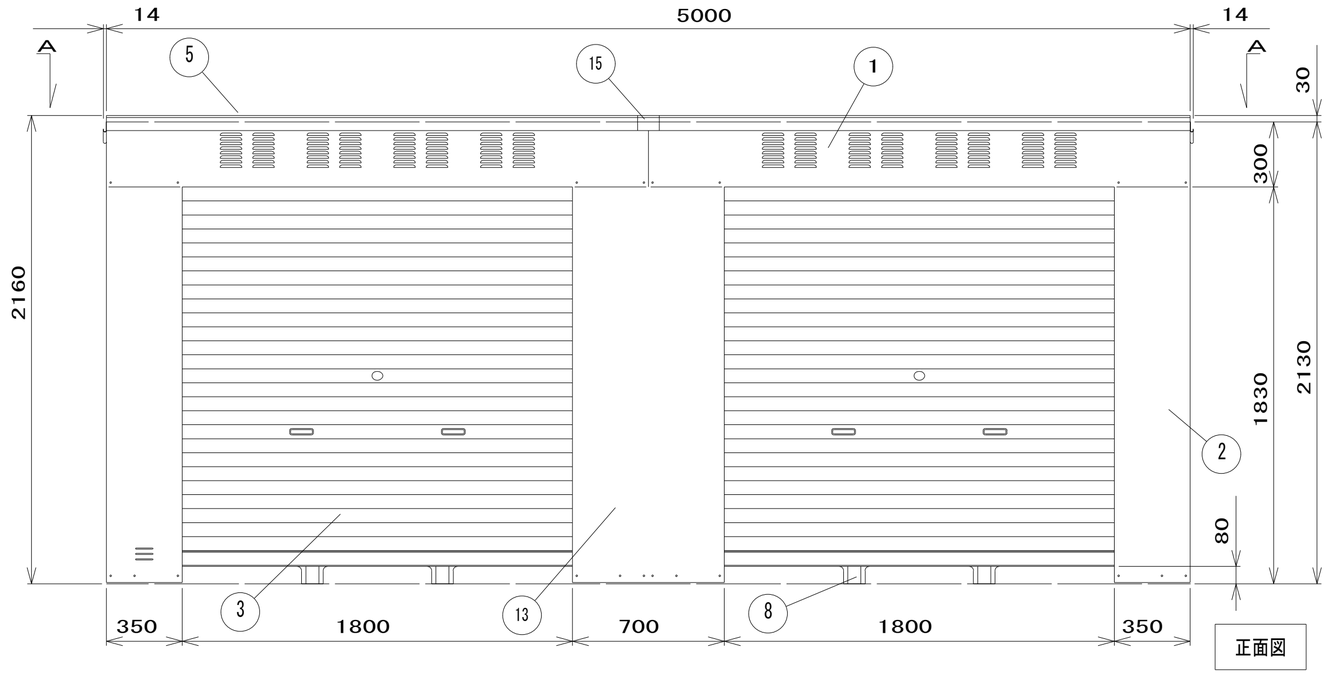

正面図

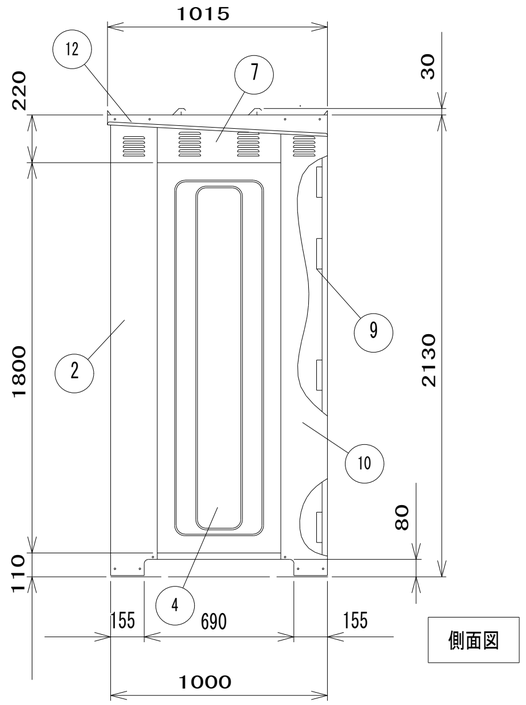

側面図

※奥行き(室内有効寸法)は、必ず１ｍ以内の製品を採用すること。

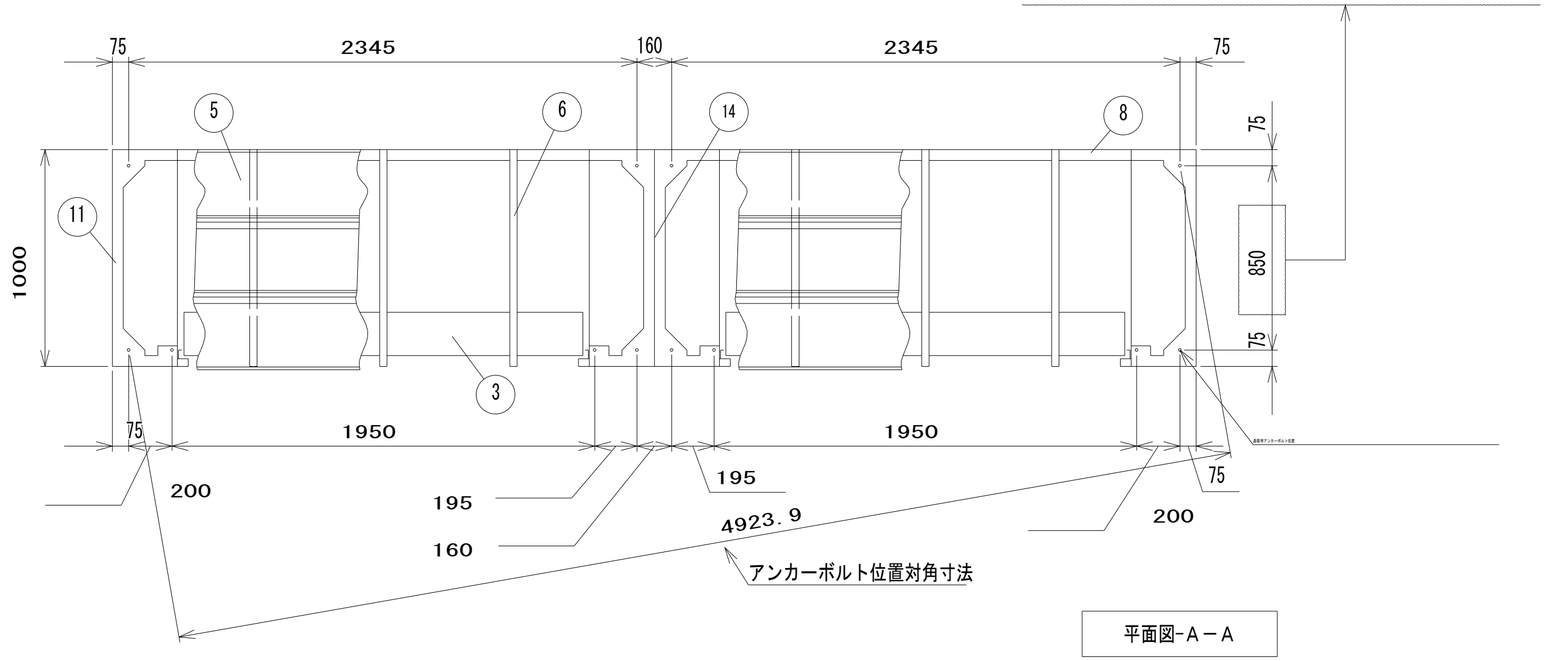

平面図-Ａ－Ａ

番号	品名	材質	個数	記事
15	屋根繋ぎ	ZAM	前1中1後1	t 0.7溶融メッキ　※
14	中土台	ZAM	2	t 2.0溶融メッキ　※
13	中前柱	SGCC	1	t 1.0溶融亜鉛メッキ
12	屋根受け雨樋	ZAM	右1左1	t 1.2溶融メッキ　※
11	左右土台	ZAM	2	t 2.0溶融メッキ　※
10	後柱	SGCC	右1左1	t 0.7溶融亜鉛メッキ
9	横桟	ZAM	8	t 1.2溶融メッキ　※
8	後土台	ZAM	2	t 1.6溶融メッキ　※
7	側梁	SGCC	2	t 0.7溶融亜鉛メッキ
6	母屋	SGCC	6	t 1.2溶融亜鉛メッキ
5	屋根	ZAM	前2中2後2	t 0.7溶融メッキ　※
4	側パネル	ZAM	2	t 0.5溶融メッキ　※
3	シャッター	SGCC	2	t 0.4溶融亜鉛メッキ
2	前柱	SGCC	右1左1	t 0.8溶融亜鉛メッキ
1	前梁	SGCC	2	t 0.8溶融亜鉛メッキ

※ZAM=日新製鋼の商品名（亜鉛－アルミニウム-マグネシウム系の溶融めっき鋼板）

※耐塩害仕様とする。

本体：アクリル樹脂塗装＋耐塩害処理（プライマーコート）２層仕上げ

シャッター：ガルスター仕上げ

（特記）

徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 Ｒ２鳴門渦潮高等学校　第２体育館空調設備設置工事空調	●図面番号 A-19	株式会社 ACE 設計
	●図面名 プロパン庫　詳細図	●縮尺 1/20(A2)．1/28(A3)	〒770-0044　徳島市庄町１丁目６番地２ Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198